

むつ市議会第232回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成29年6月20日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）11番 菊池光弘 議員

（2）20番 村中徹也 議員

（3）1番 原田敏匡 議員

（4）18番 斉藤孝昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
政 統 括 策 監 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 部 社 長	瀬 川 英 之	保 福 健 祉 推 進 健 部 康 り 監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

沢長部口ン監
 野所濟イシ進
 協庁経シモ推
 選委事
 農委事經理
 業長道長
 部策監進長
 部策監長
 健部策監社長
 部策監業云局長
 育会局策監長
 部全長
 部長
 業長道長
 部策監進長
 部策監長
 健部策監社長
 部策監業云局長
 育会局策監長
 部全長
 部長

之 一 賢 誠 昭 真 勇 子 美 也 広 悦 一郎
 田 田 島 年 田 谷 谷 久 達 勝 孝 尚
 浜 濱 寺 萬 吉 松 鍋 金 須 藤 藤 下
 濱 濱 寺 萬 吉 松 鍋 金 須 藤 藤 下

計者部部長
 員長
 部長
 健部包括援一長
 部策監調整長
 部策監長
 健部家庭長
 部策監策長
 部長
 部携長
 部策長
 納室
 委員長
 部長
 健部包括援一長
 部策監調整長
 部策監長
 健部家庭長
 部策監策長
 部長
 部携長
 部策長

樹 茂 子 子 久 づみ 之 雄 力 三 司
 中 柳 澤 敦 和 か 政 節 本 野 敬 田
 畑 二本 金 井 吉 坂 樋 佐 藤 角 本 中 野 成
 畑 二本 金 井 吉 坂 樋 佐 藤 角 本 中 野 成

健部社社長人家荘長
 社福の寿
 保福介課老憩福所
 部長
 部課幹
 育会局課幹
 部課事
 設課
 務財
 員務務
 務務
 土木
 財管主
 教委事総主
 総総主

千代谷 賀士子
 中村 久
 工藤 大介
 福山 洋司
 中村 善光

部ロソ長
 済イソ課
 テー推
 部課幹
 健部童課幹
 育会局課幹
 部課事
 務務
 社庭
 員務務
 務務
 総総主
 保福児家主
 教委事総主
 総総主

松山 勝
 栗橋 恒平
 柳谷 恭子
 柏谷 圭則
 佐藤 貴昭

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

東 雄二
 奥本 聡志
 堂崎 亜希子

次長
 次主幹
 主任主査

伊藤 泰成
 葛西 弘
 山本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

5月16日から19日まで実施した総務教育常任委員会の行政視察報告書、5月23日から26日まで実施した産業建設常任委員会の行政視察報告書、5月9日から12日まで実施した民生福祉常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元にお配りしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、菊池光弘議員、村中徹也議員、原田敏匡議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎菊池光弘議員

○議長（浅利竹二郎） まず、菊池光弘議員の登壇を求めます。11番菊池光弘議員。

（11番 菊池光弘議員登壇）

○11番（菊池光弘） おはようございます。公明・政友会派の菊池光弘でございます。むつ市議会第232回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、1、観光振興について、2、防災・減災について質問をいたします。

先月5月25日、有限会社サンマモル・ワイナリーから下北ワイン熟成庫国内最大サンパーニュ方式スパークリングワイン工場の完成報道がありました。今や下北ワインは全国的に有名なブランドに成長していることから、自分自身も、この報道を見てうれしく思いました。

また、今月に入り、6月17日、18日と佐井村ではうに祭りが開催され、大にぎわい、そして18日は第24回大畑海峡サーモン祭りが開催され、うに祭りとダブった日にもかかわらず、報道では1万人以上の来客とのことでありました。海峡サーモン祭りは、回を重ねるごとに人気が出てきているむつ市の誇りでございます。

また、6月14日の読売新聞では、昨年春に誕生した田子町の新ご当地グルメ、田子ガーリックステーキごはん、略してガリストが13日、1年2カ月余りで目標を大幅に上回る3万食を達成したとの記事がありました。田子ガリストごはんは、地元特産ニンニクを使ったフルコースのランチ、税込みで1,500円、前菜は9種類の創作ニンニク料理で、メインは豚、牛、鶏の肉を焼いて、巻いて、ガーリックステーキ寿司であります。飲み物はニンニク入りコーラ、デザートはガーリックアイスと、徹底的にニンニクにこだわったご当地グルメであります。

徹底的にこだわったご当地グルメといえば、むつ市も負けておりません。今月6月11日から売り出し始めた大湊海自カレーであります。大湊海自カレーとは、それは海上自衛隊では航海の際、外の景色がほとんど変わらないため、曜日感覚がな

なくなってしまうことがあることから、毎週金曜日はカレーライスを食べる習慣があります。大湊基地所属の艦艇等も、それぞれの艦艇ごとに独自のカレーのレシピを持っており、そのおいしさが隊員の任務を支えています。

むつ市では、海上自衛隊大湊基地所属の10部隊にご協力をいただき、各部隊一押しのカレーを、1部隊につき1店舗の合計10店舗へ伝授しました。これが大湊海自カレーであります。

徹底的にニンニクにこだわった先ほどのガリステもいいですが、海自カレーはニンニク、ショウガ、肉、野菜、カレー粉は多いところは10種類入っております。体力を使う隊員の栄養バランス、そして艦艇ごとに秘密の隠し味を入れて考え抜かれたうまさに徹底的にこだわったカレーであります。まず、ここむつ市役所の食堂「ぼわー亭」では、木曜日、金曜日の2日間、15食限定で販売しております。市長並びに理事者の皆様、一番近い場所から海自カレーを食べて、むつ市民に広げてほしいところでもあります。

それでは、質問に入ります。

まず、観光振興についての1点目、むつ市のご当地グルメについてお伺いいたします。全国、そして今では世界の観光客にむつ市に来てもらうためには、おいしい食べ物をたくさんいただける場所を探している観光客が多いと私は考えるところでもあります。ようやく海自カレーが販売されたところですが、まだまだご当地グルメが多いという印象ではありません。むつ市の資源は、海、山、畑を見れば資源は豊富であります。そこに市、そして県民局のちょっとした知恵と援助でご当地グルメが生まれてきております。当市において、ご当地グルメをもっともっとふやしていく考えはないかお伺いいたします。

次に、ムチュランファミリーについてお伺いいたします。むつ市のPRキャラクタームチュラン

ファミリーは、全国でも類のないファミリーキャラクターであります。今現在プリンセス・ムチュリンは、マダム・ムチュリーにだっこされて登場しております。それはそれでかわいいと思っておりますが、そろそろひとり立ちし、むつ市のために全国のゆるキャラと交流して活動できるキャラクターに変えてはかがかかと考えます。

むつ市では、大湊海軍コロツケの海軍コロちゃん、そして海自カレーのマスコットキャラクターがこれからでき上がると思っておりますが、ムチュランI世は美食星からやってきました。おいしいものには目がない、宇宙を飛んでいたら、むつ市のアゲハ夜景を見て、きれいだな、こういうきれいなところには、きっとおいしいものがたくさんあると思つてむつ市に舞い降りてきました。プリンセス・ムチュリンも、おいしいものには目がなく、まずむつ市のご当地グルメのキャラクター、海軍コロちゃん、今でき上がる海自カレーのキャラクターとの交流をするところから始まり、そして全国のキャラクターと、ゆるキャラと交流していけば、おのずとむつ市のアピールにもつながるのではないかと考えます。市長のご所見をお伺いいたします。

質問の2、防災・減災についてお伺いします。先月、総務教育常任委員会で熊本市に行政視察で行ってまいりました。熊本市は、明治22年4月1日に市制が施行され、九州の中央、熊本県の西北部に位置し、金峰山を主峰とする複式火山帯と、これに連なる立田山等の台地から成り、東部は阿蘇外輪火山群によってできた丘陵地帯、南部は白川の三角州で形成された低平野から成っております。市章は、平仮名の「く」の字を図案化したもので、和をとるとび、人の調和を基本とした躍進する熊本市の姿を図形にし、未来たくましく発展する意味で、太い円形にまとめたものであります。

今回の行政視察では、熊本地震の概要を聞き、

たくさんのことを学ぶことができました。そういう中で、熊本地震の教訓から学ぶことについて質問をさせていただきます。

まず、熊本地震の概要を説明いたします。前震、平成28年4月14日午後9時26分発生、マグニチュード6.5、最大震度7（益城町）、震度6弱（東区、西区、南区）、震度5（中央区、北区）。そして本震、平成28年4月16日午前1時25分発生、マグニチュード7.3、最大震度7（益城町、西原村）、震度6強（中央区、東区、西区）、震度6弱（南区、北区）。このように震度7の地震が立て続けに2回発生することは、観測史上初とっておりました。

一連の地震で震度6弱の地震が7回も発生、これも観測史上初です。余震の発生回数では、発災から15日間の余震回数は、熊本地震3,024回、阪神・淡路大震災230回、新潟県中越地震680回。このように熊本地震は、観測史上、初がつくほどであります。住民は、どれほど恐怖を感じたか、私たちにも伝わってくるようであります。

被害状況であります。人的被害、平成29年4月30日現在、死者69人、重傷者738人。住家被害（罹災証明書交付件数、平成29年4月30日現在）、全壊が5,723件、大規模半壊8,909件、半壊は3万8,016件、一部損壊は7万3,905件で、崖崩れ被害戸数は約4,300戸、液状化被害戸数2,900戸。水道、水源地等停止96カ所、最大約32万6,000世帯が断水。電気、6万8,600戸停電。ガス、10万5,000戸供給停止。水道、電気、ガスは2週間前後で復旧したとのことですが、熊本市では、このような震災を受け、復旧復興の視点を取り入れ、熊本市震災復興計画を策定し、熊本市第7次総合計画の前期基本計画、平成28年度から平成31年度における中核と位置づけ、重点的に取り組むこととしております。

基本方針は、「市民力・地域力・行政力を結集

し、安心な熊本の再生と創造」、1、避難から復旧、そして74万市民が総力をあげ、明日を見据えた復興へ。2、「安全・安心」と「元気・活力」そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開。3、市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造。

復興重点プロジェクトでは、1、一人一人の暮らしを支えるプロジェクト。これは、被害者が一日も早く安心して自立的な暮らしを取り戻すことができるよう現状掌握に努め、住まいの確保、支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組む。

2、市民の命を守る「熊本市市民病院」再生プロジェクト。これは、地域医療の中核的な総合病院として、総合周産期母子医療などの政策医療を担ってきた責任と役割の重さを踏まえ、市民の生命と将来を担う子供たちの命を守るため、一日も早い再生に取り組む。

3、くまもとのシンボル「熊本城」復興プロジェクト。これは、国や県等の関係機関との連携のもと、市民・県民を初め関係団体との力を結集し、中長期的な視点を持って復旧に取り組む。また、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用しながら、熊本のしごと、ひと・まちを元気にしていく。

4、新たな熊本の経済成長を牽引するプロジェクト。これは、中小企業や農業者等を支援し、産業界全体の振興を図っていくことで経済の再生・成長を牽引する。また、中心市街地において、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畑周辺地区、熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、さらなるまちのにぎわいを創出。

5、震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト。これは、今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応に役立てるた

め、震災にかかわる記録を集積・発信するとともに、さまざまな取り組みを通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子供たちに伝承していく。これが主な震災復興計画であります。

行政視察の中で熊本城見学がありました。その中で、バス移動でしたが、町なかは路面電車が平常に行き交い、市民を守る熊本市民病院再生プロジェクトでうたっているように、平成30年に完成を目指しております。また、熊本城の天守閣は、平成31年完成を目指して改修が進んでおります。ただ、城の石垣は完成するまで20年かかるということですが、熊本城への観光客は今でもバスが何十台も来ていることから、先ほどのくまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクトにもありましたが、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用されているのを感じ取ることができました。

このように、甚大な被害があった熊本市であります。しかし1年が過ぎての行政視察ではあったものの、復旧復興がかなり進んでいるように見受けられました。そういう中で、「地震が発生して一番困ったことは」との質問で、まず水、次に食料であったとのこと。熊本市は、水が豊富で、市民は水がなくなるとは思っていなかったとのことでございます。また、熊本市役所では、自衛隊の炊き出し隊が来て、「御飯を炊けますが、米はどこにありますか」と聞かれたら、誰も米があるところを知りません。誰もがどこかにあるものだと思っていたそうです。結局米はなく、その日、震災1日目、初めて口にされたのがお湯だけだったそうです。次の日になって、やっとおにぎり1人1個がもらえた状態だったとのこと。そういうことから、食料備蓄の重要性を改めて痛感いたしました。

熊本地震発生後は、ライフライン、公共交通機関の停止、流通ルートの寸断、避難に伴う道路の

渋滞があり、支援物資の供給まで数日を要し、避難所での食料確保が大きな問題となり得ることから、ここで質問いたします。

むつ市では、避難所において、水、食料は万全なのか、確認のためにお伺いいたします。

次に、今後の防災対策についてお伺いします。熊本地震では、震度6弱以上の揺れが7回起きていることから、避難者が多過ぎたのがありますが、避難場所としていた公共施設が壊れ、避難場所を探す住民が困った状況であり、どこに行けばいいかわからず、車の中で避難が多かったと聞いております。

また、自主防災組織は機能していたのかとの質問では、熊本市では自主防災組織は進んでいなかったとのこと。自主防災組織があっても名ばかりでは、いざというときに役に立ちません。当市においても、熊本市の教訓から、自主防災組織の強化を図っていくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光振興についてのご質問の1点目、むつ市のご当地グルメについてお答えいたします。当市には、むつ市ならではの料理を初めとして、特色ある料理が市内各地に存在し、これこそが本当のご当地グルメではないかと考えております。例えば、むつ地区には、みそ貝焼きや大湊海軍コロケ、川内地区にはけいらんや品川汁、大畑地区にはイカずしやイカ墨ラーメン、海峡サーモン丼、脇野沢地区には、タラのじゃっば汁や焼干ラーメンなどが挙げられ、広く市民の皆様に愛されております。

また、今年度は海上自衛隊大湊基地の所属部隊、

艦艇で食べられているカレーを市内の飲食店10店舗で再現し、新たなご当地グルメとして大湊海自カレーを提供する取り組みが始まっており、先般同基地内において出港セレモニーを行ったところでございます。

今後は、提供店舗を回るスタンプラリーやレトルトパック商品の開発、PRキャラクターの活用など、地域おこしの起爆剤として各種施策を展開することとしております。

私は、大湊海自カレー以外にも、先人たちから受け継がれてきた魅力的な食や食文化が各地区にはまだまだ豊富に存在し、それが十分に活用されていないのではないかと考え、そういった埋もれたご当地グルメを掘り起こし、今までにない発想で、時代に合った新たな魅力をつけ加え、全国にPRをしているところであります。

具体的な取り組みとしては、むつ下北で受け継がれているべこ餅を、首都圏の民間企業の協力のもと、「デコもち」というネーミングで現代風のかわいらしいデザインを取り入れ、新たなコンセプトで売り出しました。その中で、デコもちづくりの通信講座が開催され、東京の出版社から、そのつくり方の本が出版されたことから、お菓子づくりを趣味としている方々などに根強いファンを生み出すことに成功いたしました。

今後は、こうしたご当地グルメを活用し、地域への経済効果をさらに高めるための仕掛けづくりも重要であると考えております。

例えば、むつ市を訪れた観光客の皆様にご当地グルメを味わってもらおうような取り組みを進め、それによりむつ市のご当地グルメが県内外に広くPRされ、さらにそのご当地グルメがむつ市の観光資源として認知され、ついにはそのご当地グルメを味わうために観光客がむつ市を訪れるようになるなど、食を軸とした、いわばグルメ観光といったものを推進することができないかと考えてお

ります。

いずれにいたしましても、ご当地グルメの量的な拡大と質的な向上を促進させるとともに、ご当地グルメの認知度やイメージの向上と経済効果を高めるための食の観光の連携強化の取り組みなどを戦略的に進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光振興についてのご質問の2点目、ムチュランファミリーにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、防災・減災についてのご質問につきましては、政策統括監からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） ムチュランファミリーに関するご質問についてお答えいたします。

ムチュランファミリーは、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクトのキャラクターとして誕生いたしました。現在では市の食のPRだけにとどまらず、ご当地キャラクターフェスティバル in すみだなど、首都圏を中心としたさまざまなイベントにも参加しているほか、幼児の屋内遊戯施設に「ムチュ☆らんど」とネーミングして活用するなど、むつ市全体のイメージアップに貢献し、むつ市を代表するキャラクターとして県内外に多くのファンを獲得しているところでございます。

このため、現在のムチュランファミリーを成長させることにより、この設定を変更することは多くのファンに支持されているキャラクターイメージを損なうことになり、慎重に対応する必要があると考えております。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） 菊池光弘議員の防災・減災についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、水、食料は万全かについてでございますが、食料及び飲料水の備蓄につき

ましては、東日本大震災時の最大避難者数が1,642名でありましたことから、その数の準備をしておりましたところですが、近年の豪雪災害なども考慮し、平成25年度からは2,500人程度の1日3食分の食料及び飲料水、合計いたしますと7,500食を主要の避難所及び庁舎と16カ所の避難所に備蓄しているところでございます。

次に、ご質問の2点目、今後の防災対策についてであります。大規模な災害になりますと、自助及び共助、そして自主防災組織の役割が重要になってまいります。自主防災組織につきましては、今年度新たに3組織が結成され、現在はむつ地区において17組織、川内地区において3組織、大畑地区において1組織、脇野沢地区において2組織の計23組織が結成されております。

自主防災組織につきましては、出前講座等において、その重要性や活動内容等を説明するメニューを追加しており、今年度におきましても、大畑地区の兎沢町内会での出前講座を経て、この地区で初めての自主防災組織が結成されたところでもあります。

今後につきましても、出前講座や広報等を活用しながら、自主防災組織の持つ役割の重要性について周知に努めるとともに、自主防災組織の結成を積極的に働きかけ、地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 誠意ある答弁、ありがとうございます。防災・減災のほうから再質問をさせていただきます。

今自主防災組織も新たに3組織できているということをお伺いしました。熊本市では、自主防災組織はできていても、いざというときに活動できなかったというふうな話を聞いております。自主防災組織結成後の活動はどのようになっているのかお

伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） お答えいたします。

災害発生時における自主防災組織の役割といたしましては、情報の収集・伝達、救助・救出活動、初期消火活動、避難誘導、災害時要配慮者対策等、人命に直結する極めて重要なものがございます。しかしながら、円滑な災害対応は、平常時の訓練や地域のコミュニケーションの確保なくしては不可能でありますことから、地域と行政が一体となり、訓練等を通じて、自助、共助、公助の連携強化を図っていかねばならないものと考えております。

市内における活動事例といたしましては、去る6月11日に昭和町A町内会自主防災会において、住民35名が参加した防災訓練が行われております。その訓練におきましては、自宅の玄関などに、見えやすいところに安否確認用のたすきを掲示して避難する安否確認訓練、そして担架やリヤカーを利用した自主避難困難者の避難支援訓練、そして消防職員の指導による消火器の取り扱いや訓練、バケツリレーによる初期消火訓練などを行ったところであります。

このように、自主防災組織は災害発生時のみならず、平常時におきましても、地域コミュニティの一つとして町内会等と連携した防災活動を実施することにより、地域の活性化や防災意識の向上に寄与することができるものと考えておりますことから、市といたしましても、訓練等の実施に当たり、防災活動資機材を活用した訓練項目の立案や訓練補助等について今後も協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 本当に数多く訓練していったら、

自主防災組織がひとり立ちできるような形でいけるのが最高の自主防災組織だと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

次に、熊本市では、市役所が壊れ、救援物資を受け入れる体制がおくれて、避難所に搬入がおくれるという事態が発生したと伺っております。当市では、救援物資の搬入の受け入れや搬送体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） お答えいたします。

救援物資の受け入れ態勢というところでございますが、市の地域防災計画におきまして、災害対策本部等の班別所掌事務を定めており、救援物資の受領、保管及び配分については、保健福祉部の所掌事務としております。

また、物資の集積場所は、本庁舎開放エリアと中央公民館となっております。

なお、物資の輸送につきましては、青森県トラック協会むつ下北支部様と協定を結んでおり、市所有車両で応急措置の輸送力の確保ができないときに協力を要請いたしまして、市の備蓄品や支援物資及び災害時の応援協定により確保されました食料、生活必需物資、衣料品、防災資機材等を必要に応じ避難所等へ輸送していただくほか、必要により輸送の手配とともに、在庫や出荷の管理等も協力していただくことを想定してございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 本当に体制が整っているというのが、今うかがわれましたけれども、いざ地震が来て、本当にすぐ動けるかという体制になるには、なれていかなければならないのですけれども、訓練もまた必要ではないかと私は思っております。

また、熊本市役所では、御飯を炊く準備ができ

たときに米がないというふうな問題がありました。今避難所をちょっと見てみたら、何力所か炊飯機能のない箇所がありますけれども、そういうところはどのような形でなるのかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） 避難所施設におきまして、炊飯が可能な施設とそうでない施設とどのような対応をするのかということかと思えます。ガスの使用が可能な設備の有無に起因するものでございまして、施設の被災状況によりますが、施設での炊き出しが可能かどうかの判断基準によりまして、炊飯のできない施設におきましては、隣接するその炊飯の可能な施設等から食料を配送するとか、そういった対応になろうかと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） わかりました。本当にありがとうございます。

次に、観光振興のほうに再質問いたします。まず、ムチュランファミリーについてお伺いしますけれども、今のところムチュランファミリーは成長させないというふうなことを答弁でおっしゃっております。私は、プリンセス・ムチュリン、今はだっこされている状態、これもかわいいのですけれども、一人で動けるような着ぐるみとか、そういう形で交流ができればなど。例えばふなっしーとか、くまモンとか、動きやすいようなつくりでいけば、いろんなところに出張というのか、むつ市のPRにもなっているのかなと思ったのですけれども、そういう考えは、市長はないですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ムチュリンを成長させることについてということでありまして、先ほどの部長の答弁に尽きているのですが、この問題、

少し考えてみましたけれども、波野イクラさんという方、ご存じですか。この方は、サザエさんに出てくる赤ちゃんのキャラクターなのですけれども、いわゆる皆さんもイクラちゃんといえば、もう7割、8割ぐらいのラジオを聞いている方もわかるのではないかなというふうに思います。

このイクラちゃんですけれども、何十年も「ハーイ」とか、あるいは「チャン」、そういうことしか話さないのですね。でも、サザエさんを見る人の中では、これイクラちゃんを欠かすことのできないキャラクターとして見ているような気がします。万が一このイクラちゃんがちょっと成長しまして、タラちゃんとけんかをしたり、髪の毛茶色に染めて、お母さんのタイコさんを困らせるようなことをすると、これはアニメ、サザエさんがぶち壊しになるような、こんな気がします。恐らくですけれども。

ご指摘いただきましたムチュリンの問題、問題なのかどうかあれですけれども、これと同様でして、家族ゆるキャラとしてムチュランファミリーがこれからも市民の皆様を初め多くの人たちに愛され続けるためにも、このムチュリンについては赤ちゃんのキャラクターとして定着を図ることで認知度を向上させて、むつ市のPRにつなげていきたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 市長の考えは、譲れないような考えなので、それはそれでかわいいので、まずはいいのですけれども、ちょっと地方にとかアピール、ムチュランI世、またプリンセス・ムチュリン、何かアピールが足りないというか、アピールできない。ムチュランは、空を飛べるという利点があります。美食屋から飛んできたのですよね。そういう利点を生かした何か工夫があれば、またムチュランも変わっていくのではないかと、この

ように考えます。では、ムチュランファミリーについては、もうあれですけれども、ちょっとまたこれからも市長に考えてもらいたいと思います。

次に、むつ市のご当地グルメについて再質問いたします。ご当地グルメとって、例えばウニを使ってのご当地グルメができましたと。しかし、とれるウニが少なくなって長続きしなかったという場合もあります。それを踏まえて、先にウニを育てていっぱいとするような、そういうことを考えたとしたら、例えばウニといえば鳥沢がうまいというふうにむつ市では言われております。その鳥沢もすごく質がいいらしいのです、ちょっと高いのですが。ただ、なかなか量がとれなくなってきている。そういうとれなくなってきているということは、海にも原因があるかもしれないし、何か原因があると思うのです。そういうときに相談する場所というか、むつ市ではどういうふうに、どこにそういう相談を持っていけばいいのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今のご質問、ご当地グルメというよりは産業育成のお話のような気もするのですけれども、そういったご相談は日常的に経済部のほうでお受けさせていただいておりますし、水産にかかわる問題であれば、水産振興課のほうにお問い合わせいただきたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） そういう手があったのですね。わかりました。

あとまた無農薬野菜をつくっている人とか、これはどこに行けばいいのかわからないで、今ちょっと聞くのですけれども、無農薬野菜をつくっているむつ市の方がいます。ただ、本当にその畑、自分で苦労して無農薬でニンニクとかつくって

るのですけれども、そういう方の一番の悩みが後継者がいないということで、その畑では無農薬でできる畑を持っているのだけれども、後に継ぐ人がいないから、自分だけでも終わってしまうような……

（「議長、注意、ご当地グルメと関係ない」の声あり）

○11番（菊池光弘） それもご当地グルメ、野菜をつくれれば、その畑でもし無農薬の野菜がとれて、それがご当地グルメになるというふうになったとした場合のことなのですから、そういうようなのはどこに今度は。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 農業の後継者の問題ということについては、まずはそのご子息といいますが、ご家族に相談して、「帰ってこないか」ということで相談をするというのが第一だと思いますし、トータルで、ちょっと議論が混在します、グルメというのは我々はどう考えているかということ、これ料理ですよ。料理したものをグルメだというふうに考えていますので、今ご質問があったのは、ある意味食材の話だと思っています、そのグルメになる前の話。その育成の話については、やはり経済部で考えていただきたいと思っておりますし、今回野菜のことについては、農林畜産振興課のほうにお問い合わせをいただきたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 大変にわかりやすく、ありがとうございました。

むつ市のご当地グルメも、たくさんあるのはあるのです。ただ、表面的に有名というか、ひとり立ちするには、やっぱりちょっとした市の援助、県の援助があれば、ぐんとまた一歩前に出られるものがたくさんあると思います。そういうようなものを市長、どんどんまた探して、これからもご当地グルメをつくってってもらいたいと思いま

す。

以上で質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎村中徹也議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。20番村中徹也議員。

（20番 村中徹也議員登壇）

○20番（村中徹也） おはようございます。これから約1時間、私村中徹也の一般質問でお楽しみください。

まず最初の質問は、女性活躍社会の実現についてであります。現在の日本の働く女性の環境は、地位、ポストや時間形態を含め、時代とともに大きく変遷しようとしております。公的機関及び民間企業等は女性を重要ポストにつけ、発展を促しております。これは、昨年4月に女性活躍推進法が施行されたことによるものですが、政府は女性登用率30%を当面の目標として、国家公務員、また民間に対しても女性管理職30%以上を促しております。しかし、こんな中で最も困難なのが女性の政治、政界への進出であります。

政治の世界は、いまだに古い体質から抜けておりません。昔よりは、大分意識改革が進みましたが、いまだに地盤、看板、鞆に例えられるばかりではなく、政治は男がやるものとした土壤がはびこっております。

また、各政党が幾ら女性を擁立しても、男女間

わず、政治、政界への進出の困難なことは、医者、弁護士、大学教授、そしてオリンピック選手等々、ほとんどの職業には100%と申しませんが、努力や勉強すればなれるのです。しかし、政治家は勉強しても、一流大学を出ても、努力をしても、それだけではなれない特異性を持っております。逆からいえば、努力をしなくても、勉強しなくても政治家になれることがあるのです。

私は、平成7年、市議会議員に当選させていただいてから22年経過をいたします。その当時、女性市議会議員は一人もおりませんでした。私が市議会議員に当選した平成7年のことを少し申し上げますと、同期の新人7人が当選しましたが、非常に高く評価をされたものです。いや、今もされております。

その証拠に、22年経過した現在も、この議場に多くの同志が議員として在籍し、むつ市政の中核を担っております。

残念ですが、今は亡き宮下順一郎氏は、議長を経験され、そして市長にもおなりになり、数多くの功績を残されました。

山本留義氏、4年間議長を務められ、全国基地協議会の会長として、「東北に山本あり」と恐れられ、富岡幸夫氏、短期ではあったが、個性的議長として、また全国市議会議長会基地協議会東北部会会長として活躍をされました。そして、次期議長候補筆頭の菊池広志氏、不死鳥のごとく見事カムバックした野呂泰喜氏、そして私村中徹也も立派に議長を務め上げました。そうそうたる、いずれもただならぬ同期の同志であります。

なぜ私たちがこのむつ市議会にとって必要不可欠な存在かという、それぞれに多様な体験、経験からでありましよう。宮下順一郎氏は、無念を長男に託して他界されるというアクシデントに見舞われて不在となりました。富岡幸夫氏、野呂泰喜氏、お二方は、過去の市議選においてまさかの

苦杯を経験されております。菊池広志氏、あなたは自分の意思と自分の意識によらない議員辞職を余儀なくされた経験をお持ちです。山本留義氏、ただ一人順風満帆のように見えますが、現在の地位を築くには、並大抵の努力ではなかったはずであります。

そして私村中徹也、ステップアップの選挙戦への出場通知はいただいたものの、入場許可証はいただいております。まさしく私の場合は、望みの糸は切れませんでした。しかし、救いの糸は切れていない。このことは、東洋大学の先輩である川下八十美議員も十分納得をしてくれるはずであります。

私と川下八十美先輩は、この目に見えない救いの糸を探す旅に出ようと思っておりますが、村中徹也58歳は、可能であります、川下さんは、自分でご判断なさると思います。

このように、宮下順一郎を含めた我々6人、それぞれ傷を負った戦士であります。この傷、すなわち挫折という「不意に訪れる仕合わせ」に出会えたことは、私たちにとって最も強い味方であり、この傷口から成功という芽が出ることは疑う余地はありません。現に宮下順一郎氏の傷跡から花は咲いておりませんが、このように芽が出ているではありませんか。

あれから8年、平成15年のむつ市議会議員選挙では、むつ市政初の女性議員が誕生いたしました。その人の名は、鎌田ちよ子さんであります。鎌田ちよ子議員は、新人ながら、1,783票の得票で見事トップ当選を果たしました。ちなみに、2位は1,487票の私村中徹也、3位が1,452票の宮下順一郎氏でありました。

鎌田ちよ子議員は、平成15年9月の選挙で初当選以来、その直後の12月議会ですぐさま一般質問を行い、以来一回も休むことなく発言をされておりますが、私はその質問内容に一種のカルチャーシ

ショックを受けてまいりました。それまでのいわゆる男議会では、プロに徹し切れない男たちが、プロの政治家のごとく国会議員を模倣するかのよう
に担当行政区を俯瞰してのアバウトな質問、また声を張り上げての威嚇等々があり、事私に至っては、サイレントマジョリティー、ゼロベース、P P P Sを並べ立て、財政再建と市民生活、間接型質問に時間を割いておりました。

こうした中、むつ市初の女性議員、鎌田ちよ子議員は、生活密着型の質問で、まるで家庭の台所の引き出しから出してきたような質問や、市民が今現在困っているピンポイントの質問等々をいたしました。そして、鎌田ちよ子議員のすばらしいところは、それだけではありません。それを行政に実行させる、うちに秘めた迫力があるということです。

オート・メディット・エクスターナル・デフィブリレーター、AEDのことです。バーン、バーン。あのAEDを学校や図書館、全ての施設に配置したのは鎌田ちよ子さんの質問からです。子宮頸がんワクチンの全額補助の質問は、当時の市長がちゅうちょしたせいで、西目屋村に一番をとられました。この補助も鎌田ちよ子さんの質問からです。そして、宇曾利川の道路整備も質問したら、すぐに整備され、道路沿いの住民から、喜びの声が上がっておりました。

福祉行政の面では、市民の現在抱えている諸問題を取り上げ、まさしくかゆいところまで、いや、今はかゆくなくても、これからかゆくなるであろう質問までこなしてまいりました。

鎌田ちよ子議員の功績を語るには、時間が足りない。皆さん、鎌田ちよ子議員の秀逸した能力は、まず別格としても、このような女性目線、女性感覚、女性特有の目に見えない何かは政治には必要なことは、皆さんも感じておるとおもいます。

今むつ市議会には、鎌田ちよ子議員を含め3名

の女性議員がおります。鎌田ちよ子議員以外からは、お名前の使用許可を得ておりませんから、名前は申し上げませんが、いずれの方も男性議員にはない女性特有の視点からの質問や発言で、むつ市議会をリードしているようでもあります。

むつ市内には、まだまだすばらしい女性がたくさんおられます。会社の経営者、各種団体のメンバー代表者、オピニオンリーダー、地域町内会リーダー、婦人会、敬老会、保育所、学校、PTA、そして普通の会社員、アルバイトの女性もそうです。そして、何よりも政治家になりたくとも、地盤、看板、鞆のような古いしきたりに阻止されてきたラジオをお聞きのむつ市の全女性の皆さん、むつ市議会は、これから皆さんに対して門戸を広げようという思いであります。私一人かもわかりません。そして、どうぞ門戸を広げますので、政治に参画をし、私と一緒に住んでよかったむつ市をつくり上げようではありませんか。

むつ市議会は、次期通常選挙から現在の定数26名を4名削減して22名にいたします。平成31年、次期選挙から、とりあえず22名のうちの30%、すなわち7名の女性議員の誕生を目指して、1、女性優先当選枠を設けること、2、女性が市議会議員定数の30%を占めるようなシステムを構築することを提案しますが、市長の感想をお聞きしたいと思います。

次に、道路整備の1点目、平成7年に開通した国道279号正津川バイパスは、むつ市関根出戸石神温泉付近の坂道の途中でとまっております。あれから22年、このバイパスのむつ方向への延伸計画についてお尋ねをいたします。

道路整備の2点目、国道279号関根小学校付近から南関根町内までの道路については、私も含め幾度となく危険性が指摘されていますが、いまだに有効な整備がされていません。道路が狭隘、簡易舗装（いわゆるてんぷら舗装）のため、歩道と

車道の段差がない。大型車が通ると、体全体が風で道路に巻き込まれる。帽子も飛ばされる。関根小学校の前の道路は、一方が停止しないと交差できない、大型車ですが、そういう道路です。南関根の急坂道カーブは、雪道になれば上れない車が续出しております。

私の提案でラバーポール、ゴムのポールです、を整備していただいたことは深く感謝いたしますが、ラバーポールを設置したその日から、ほとんどの大型車がこのラバーポールに接触して通行していきます。ラバーポールに接触するということは、歩道に乗り上げている証拠であります。特に関根小学校前と南関根急勾配、急カーブ付近は危険箇所であります。安全確保の意味において、整備の必要性をお尋ねいたします。

道路整備の3点目、土手内町内を一周する道路について、土手内町内の多くの方々から、村中徹也、何とかしてくれとの要望がございました。特に雪解けの3月には、道路が傷み、大きな陥没が広範囲で見受けられます。道路基盤からの根本的整備が必要なのではないのでしょうか。

次は、県立高校再編についての地区懇談会がなぜ紛糾するかについてであります。高校再編の地区懇談会が毎日のように報道されております。対立構図を拝見するに、募集停止、また閉校される学校所在地の市町村長、議会、保護者、地域住民バーサス教育委員会の様相を呈しております。

前者の言い分は、生徒の減少だけで閉校するのは乱暴だ、学校がなくなれば地域経済が停滞する、通学が遠くなり、財政負担も伴う、学校がなくなると寂しくなる等々の意見。一方、後者の策定したほうは、郷愁や伝統だけの存続は無理、小規模校では得られない教育が必要、一定の競争力、部活動、集団生活への対応等々、思春期に体験させるべき課題は多い、第一義に生徒の教育環境を考慮すべき等々の主張であります。

さて、皆さんはこの議論について論理の組み立てと客観的事実に基づくジャスティスはどちらにあると感じておるでしょうか。

私たちは、よく論理学や哲学に問わず、他の分野でも真か偽を判定する場合に、ディベートやディスカッションを用いた後、真理表を策定し判断することがあります。これは、うなずいている方はわかっていると思いますが、アリストテレスとフレーゲの世界であります。

ちなみに、余談で申し上げれば、感情論の持ち主はディベートやディスカッションには参加できないというのは一般論であります。その理由は、感情的思考には論理的法則がありませんから、議論が成立しないばかりか、検証もできません。また、感情をむき出しにする人は、心が幼稚で人間が小さく、得るものもありませんから、そういう人は放っておくか、自ら距離を置いてつき合わないほうがよいとこの本に書いております。

話を戻しましょう。紛糾する理由の結論として、この問題の解決に必要な前提条件を事前の知識として習得、学習していないところが感情論も相まって複雑にしているのではないかということです。いつ、誰が、何のために、誰のために、何を根拠に青写真を描いてきたのか（描くのか）。双方の当事者同士がアンダースタンディングできていない現状を、双方の立場を入れかえて立案すること、そしてエクスプラネーションを受けるほうは、生徒数と閉校の因果関係と基準。もう一度言います、生徒数と閉校の因果関係と基準、また教育と予算とのかくあるべき関係を理論武装しなければならぬのに、これができておりません。ましてや、感想や所感を述べるのではなく、考察を主張すべきなのに、それができていない今日が混乱を招いていると感じてなりません。

さて、この懇談会の紛糾を俯瞰しておりますと、私は43年前の追憶から幾度となく繰り返された金

太郎あめのような出来事群を一種懐かしく、はかなく、あえて言うならば、43年前、高校を抜け出し、750cc、通称ナナハンのバイクで盛岡まで行き、かたい木製の座席で見た73年公開のアメリカ映画「ジェレミー」を想起するのであります。忘れかけた当時の思い出と懇談会の紛糾が、このシネマのようにセピア色とともに浮かんでまいります。

教育長、個別案件ではなく、この高校再編全体を俯瞰した場合に、この紛糾について何か禁じ得ないものはありませんか。

次は、大畑地区にあります二枚橋小学校についてであります。第1点目は、本年9月30日予定の創立100周年記念式典や祝賀会においては、学校関係者の要望はもちろん、できる限りの支援をすべきと考えますが、教育委員会の答弁を求めます。

2点目は、二枚橋小学校の今後についてのステートメントもしくはオフィシャルアナウンスメントについてであります。ことし3月のむつ市議会の予算審査特別委員会で、私との質疑の内容から、この二枚橋小学校は全校生徒が5人、6学年で5人、複式学級が複数ある。将来の児童数も現状を上回らない推移。最近、全校生徒20人以上でも閉校した烏沢小学校等の事例がある。そして、本来であれば、二枚橋小学校に通学すべき10名が隣の大畑小学校に通学している事実。近くの大畑小学校に3分の2が通学している事実等々が判明しました。このような現実を教育行政のリーダーとして、また組織としてどのように捉えているのか。最も最優先すべきは、生徒、児童の教育環境の充実ということは論をまたないところであります。

散見するに、この教育環境の充実という錦の御旗が何かによって歪められているのではありませんか、教育長。組織として毅然たる揺るぎないステートメントをお聞かせいただきたいと思います。

す。

最後に、答弁につきましては、その該当する事案の経緯経過、歴史、沿革及び概要や取り巻く諸問題は承知のうえ質問しておりますので、そういう点は省いていただいて結構でございます。

以上、壇上からの私村中徹也の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、女性活躍社会の実現を目指してについてであります。女性優先当選枠を設けること及び女性が市議会議員定数の30%を占めるようなシステムを構築することにつきましては、非常に興味深い論点であるとは認識しているものの、市といたしましては、この制度を構築する権能を有していないと考えております。

また、これらにつきましては、議会のあり方にかかわる問題でありますので、議員の皆様方の問題意識の中でご検討され、議員の皆様方においてご議論をされていくべきものであり、私が答弁する立場にはないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道路整備についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 村中議員のご質問にお答えします。

まず、県立高校再編についての地区懇談会が紛糾する現状に「何か」を禁じ得ないのは私だけかについてお答えします。私は、平成26年に県教育長から青森県立高等学校将来構想についての諮問を受けた青森県立高等学校将来構想検討会議の専門委員及び下北地区部会の委員として委嘱され、

答申づくりにかかわってまいりました。さらには、答申を受けた県教育委員会が策定した青森県立高等学校教育改革推進計画及び第1期実施計画案に関する下北地区意見交換会委員として意見を述べてまいりました。このように、計画案にかかわってきた立場から、それぞれの地区懇談会においてさまざまな反応についての私の意見を述べるのは差し控えさせていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、二枚橋小学校についてのご質問の1点目、本年9月30日予定の創立100周年記念行事への関与についてお答えします。市内各学校では、その節目節目において記念行事を実施されておりますが、その実施に当たっては、主にPTAが主体となり組織する実行委員会により計画実施がなされております。

二枚橋小学校におかれましても、PTAが主体となり、町内会長、学校評議員、過去3代のPTA会長、地区の各種団体長に学校長も加わり、実行委員会を組織されたと伺っております。また、記念行事の内容につきましても、記念式典のみを開催する学校、式典並びに祝賀会を開催する学校、記念誌のみを発行する学校、記念講演等を実施する学校など、それぞれ特色を持って記念行事を実施されており、二枚橋小学校におかれましては、記念式典、祝賀会の開催のほか、記念誌の発行を予定していると伺っております。

教育委員会といたしましては、これまでも各学校が思い描く記念行事が実現できるよう協力をしてまいったところでありますが、二枚橋小学校100周年記念行事につきましても、学校、そして地域の思いが実現できるよう協力してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、組織として毅然とした揺るぎないステートメントを求めるについてお答えします。二枚橋小学校は、平成29年5月1日現

在で、3年生を除く各学年に1名ずつの児童が在籍しており、全児童数は5名という状況にあります。学級数は1年生が1名の単式学級で、2、4年生、5、6年生が複式学級となっており、この5名の児童を校長、教頭を含め5名の教員で指導している状況にあり、少人数の特性を生かした個に応じた学習指導の充実や、地域の人々と積極的に交流するなど、地域の教育力を活用した学習などに力を入れております。

また、二枚橋地区では、多くの住民の皆様が任意でPTA賛助会員となっていると伺っており、学校の教育活動に非常に協力的な地域でもあります。

一方、平成27年1月に文部科学省から示された公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によりますと、二枚橋小学校は統合について速やかに検討が必要な目安となる複式学級等の存在する学校となります。そのため教育委員会では、子供たちの学習環境を整えることが第一義であるとの考えから、学力向上や社会性の育成を図るうえでは一定の規模の児童生徒数などが必要であると考え、二枚橋小学校を含めた大畑地区の小学校については、大畑小学校への統廃合が望ましいものと考えております。

しかしながら、学校の統廃合については、行政が一方的に進めるものではなく、関係者皆様の一定の理解と協力を得ながら進めていくべきものと考えており、このことは文部科学省の手引の中でも示されていることから、昨年度と今年度、保護者説明会を開催いたしました。保護者の理解が得られていない状況にあります。

今後は、保護者からの意見をもとに児童アンケート調査と地域住民の皆様への説明会を今年度中に行うこととしておりますが、教育委員会といたしましては、保護者や地域住民の皆様から理解が得られるよう丁寧に取り組んでいるところであり

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 村中議員の道路整備についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の国道279号正津川バイパスの延伸についてですが、当路線は出戸地区で既存の国道に接続する整備計画として、青森県事業により整備されたものであります。出戸地区から市中心部への具体的な延伸計画については、現在示されておりませんが、防災避難道路としてバイパス整備の必要性を強く認識しておりますので、引き続き青森県初め関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、2点目、国道279号関根地区の整備についてであります。この地区の道路については、村中議員ご指摘のとおりであり、市といたしましても、交通安全対策及び災害対策について大変憂慮しているところであります。

また、地元の関根小学校や関根中学校からも交通安全対策に係る要望が出されておりますことから、引き続き現道につきましては歩道整備、通行車両へのスピード減速を促す道路への着色及びラバーポールの増設等さらなる安全対策を道路管理者である青森県に対し要望してまいります。

また、バイパス化により大型車両等の現道通行が回避できますので、防災避難道路の整備につきましても要望してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の土手内町内を周回する道路整備についてのご質問についてですが、土手内地区の道路につきましては、道路パトロール等により現状を把握しております。また、平成26年度の道路ストック総点検事業において、舗装路面の破損状態を評価するため、路面性状調査の点検を実施したところであり、市道土手内線は地下水位が高く、ひび割れも多く発生していることが判明してお

り、優先的に着手する路線として認識しております。平成27年度からは、この調査結果をもとに、現在下北停車場線を整備しており、完了後に土手内線を整備計画に組み込んでいきたいと考えておりますが、この路線は延長も長く、多額の工事費を要することとなるため、長期的な整備計画のもと実施してまいりたいと考えております。

また、現在当該道路は下北半島縦貫道路建設により工事車両が通行しているため、この工事車両の往來の状況を見ながら進めていくこととなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 再質問いたします。

まず、女性活躍社会についてであります。今答弁をお聞きしながら、理事者側の人数を数えておりましたら、約40人おります。その中で女性が、事務局職員も入れまして3人。40名のうちの3名ということは、1割で4名ですから、1割以下ということですが、これは女性が活躍、たまたま理事者でいて、ここに来ない人もいるのですか。女性が少ないように思いますが、いかがですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、市職員の女性の割合というところではいきますと、平成29年4月1日現在31.8%となっております。その中で管理職というふうになりますと、同じく平成29年4月1日現在で14.7%、そして市の部長及び政策推進監級の女性職員となりますと、同じく平成29年4月1日現在で10.5%というふうになってございます。

今ご質問のありましたこの場の理事者側にいる女性ということでもありますけれども、事務局職員も合わせて3名ということではありますが、まずそもそも今この場にいる職員は、幹部の中でも部長級ということですから、特別な経験と、それから特別な実績があつてこの場にいるということであ

ります。そうした中でいきますと、ある意味選ばれた職員という部分では、結果として女性が3名ということになっているにすぎないということを理解いただきたいと思いますし、きょうは新採用の職員も6名見に来ていますが、そのうち2名は女性職員ということで、3割を超える割合の女性職員が今市庁舎の中にはいるということをご認識いただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ありがとうございます。

国内の一部上場企業を調査した結果があるのですが、実は昨年法が施行されてから、上場企業の8割が積極的にやっても、ここにあるとおり8.3%しか登用できていないという現状があるそうです。まさしく今市長がおっしゃった理由と一緒にしました。これは、徐々にこれから定着するものと思います。

それで、女性活躍社会の2点目をお聞きしますが、実は私この質問を考えたときに、画期的な、最近の僕の質問にしてはヒット商品かなと思って、いい質問だなと思って質問したら、答弁が余り芳しくなかったのです。

確かに地方自治法、憲法とか男女平等とかいろんな法律がありまして、無理なことは承知で質問しているのですが、しかし市長、こうでもしないと女性が政治家になれる可能性というのはない。ですから、どうでしょう、女性の視点やパワーを活用するために、私は今当選枠と申しましたが、そのほかに何かいい方法はないですか、法改正は別としても。よろしく答弁を願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 少し丁寧に答えさせていただきますけれども、まず法律、憲法の問題だというふうに申し上げたのは、というか、まず市に権能がないというふうに申し上げたのは、まさに憲法、法律の問題だと思っていて、公職選挙法では、

これは多数投票いただいた方が当選するということになっていますので、これを仮に女性だと500票でも1,000票で当選した人よりもいいよといったら、それはもう公職選挙法上は無理です。これ公職選挙法を変えたとしても、憲法には平等原則、14条でありますので、今まさに1票の格差の問題で国会でも取り上げられているのと同様に、投票価値の平等というものがありますから、これは純粹には憲法上も恐らく認められないであろうというふうに思うわけです。

一方で、議員の中での議論にしてほしいということも答弁の中で申し上げました。その趣旨は、クォーター制度というものが各国で議論されていて、その中には法律に基づかなくても、例えば政党の公認候補、この何割かを女性にしましょうとか、そういうことであれば、これは対応が可能なのかなというふうに思うわけでありまして。そうしたことは、まさに市で考えることではなくて、議員の皆様が考えていただくことだというふうに思いますし、そういう中で、この女性活躍というところが議員の皆様の活動の中でやっていただければいいのではないのでしょうかということの答弁をさせていただいたということでありまして。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ありがとうございます。議会のほうに今振りましたけれども、でしたら市長のほうで1つか2つできるものがあると思うのです。例えば各種審議会、各種協議会というものを市が主催する場合に、女性の比率を少しふやして、これは違反ではないと思います。女性の比率を少しふやして、女性にいろいろ経験させる、その主張とか発言とか、そういう会議。そして、その延長線から選挙に立候補して当選するという、出るというまず心を、意識を植えさせるということも可能なのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そういったことについては、これは私どもとしては常に意識をしながらやっていることでありますし、今回提案させていただいた農業委員、この中にも女性ということで、枠として設けさせていただいておりますし、そういったことは今後市政の中でしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 女性が目立つような、そういう施策というか、何かあったらそういう視点でよろしく願いいたします。

道路なのですが、国道279号、いわゆる3桁国道なのですが、国道は1号から507号までであるのです。昔は1級国道、2級国道と言っていましたけれども、どうなのでしょう、この1号、2号、3号とか15号とかと、それから279号とか、沖縄にある507号とか、3桁国道との違いは。数字は違いますよ。ではなくて、中身、お金のかけ方が違うのではないかなと思わざるを得ないのですが、そこら辺。市長は、前の職場が、たしかこれプロフェッショナルの部署だったと思いますが、お答えいただければなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 一般国道についてのご質問だと思いますが、少し経緯からお話しさせていただきますと、確かに路線番号、これ1桁、あるいは2桁というのがかつては1級国道、それから3桁が2級国道というふうに分類されておりましたけれども、1964年の道路法の改正によりまして、これは全て一般国道として統一されました。その後は、1桁であろうと3桁であろうと、それほど大きな違いはないというふうに思っております。

例えを申し上げますと、これは東京都心の道路ですけれども、国道279号に近い国道246号というのは、これは国が直轄で管理しておりますし、あ

るいは北海道の道路は、これ全て国が直轄で管理をしています。予算の話もありましたけれども、これは1桁であろうが、3桁であろうが、直轄国道であれば国が負担をして、県が負担をするというパターン、それから補助国道、いわゆる都道府県が管理する国道であれば都道府県が負担をし、国が補助をするというような予算の配分というか、つけ方になっています。ちなみに、国道279号の下北半島縦貫道路は県が管理するという国道でありますので、県が負担をし、国が補助をするというような建てつけになってございます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 今まで全国の道路を俯瞰して整備して国土の均衡を図るという立場におりましたね、市長は前の職場が。それから、今度一行政区のトップになった。そうしますと、やっぱり全体を俯瞰しているというわけにはいかなくなると思うのです。やはり口に出すかどうかは別にしても、行政区の整備基盤をするのが行政区の長でありますから、今まで俯瞰していたもの、そういう精神から、当然むつ市の道路が、行政区がよくなればいいと考え方が変わったと言っていいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、私は国土交通省道路局に2年9カ月在籍しておりましたけれども、そのときから下北半島縦貫道路は最も大事な道路であるというふうなことは申し上げさせていただいておりました。

ただ、問題の本質はそこにあるのではなくて、優先順位のことを考えると、全国どこの地域も自分の道路が一番だというふうに言ってくるわけがあります。道路局にいますと、毎日全国各地から同じように要望書が届けられます、市町村長も来ますし、市議会、町村議会の議員団の方々も来られます。国土の均衡ある発展ということは、日本

を支えるうえでは最も重要な理念、さらに今は地域の個性ある発展という言い方も国土政策上は、これはしているというふうに認識をしています。

ですから、私たちが考えなければいけないことは、同じ説明をしてもだめなのです、ほかの自治体と。説明力をしっかりと向上させるということが必要だと思いますし、その中で下北半島縦貫道路の立ち位置を全国のほかの道路よりも緊急性、重要性、必要性、そういうものが上であるというようなことを説明をしていく必要があると思っております。

ちょっと長くなりますけれども、もう一点言わせていただければ、その点でいきますと、例えば私就任して直後だったと思いますが、10キロ延伸ということで新しい計画ができました。そのときは、これは国土強靱化の地域計画、モデル地域として我々が認定されて、それに位置づけたからこそ、そういうような形になったわけでありまして、したがって、立場が変わったということとはございませぬし、もとより道路というのは全国で必要だし、そのうえで優先順位を上げるためには、我々の説明能力が問われているということは、これまででもこれからも変わらない、ある意味我々がやっていかなければいけないことなのだと認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） わかりました。

道路行政なのですが、正津川バイパスのむつ市のほうの延伸は、ほとんど私の目の黒いうちはできない、計画もないということですので、とりあえず今は1つだけ。

関根小学校の前と、南関根の床屋さんの前の急カーブ、急勾配、この2つだけは強力に要望を続けてください。ここで3名死んでいますから、私の知る限りで、地域住民が。ですから、そういう犠牲者が出る前に何とか、そこまでいかなくとも、

とりあえずラバーポールをどんどん立ててもいいです。強くその整備をするよう求めておきます。

さあ、教育長、きょう時間がなくなればいいなと思っていれば、そうはいきませんよ。

二枚橋小学校の祝賀会、記念式典はわかりました。高校再編と二枚橋小学校のステートメント、これ一緒に質問しますから、時間がありませんので。

実は、私壇上で思い出話をしましたね、セピア色に昔を思い出すと。これは、今1分で事例を申し上げます。43年前、とある男の子が超有名な進学校を受験で落ちて、名前も知らない学校に行ったのです、高校に。そして、入学式が終わったのです。そうしたら、次の日に1年生だけ集められて、君たちが最後の卒業生で、来年から入らない。君たちが最後の卒業生で廃校したいということ突然1年生の入学式に言われた。

その男の子は、これはしめたものだと、取引に使おうとって条件闘争に入った。ところが、その学校のある地域の経済、地域の人たちは猛反発。生徒の心を抜きにして猛反対したのです。ところが、生徒と保護者が全員賛成なのです。それで条件闘争に入った。

その数奇な運命をたどるその男の子なのですが、2年生になって生徒会長になった。そうしたら今度その男の子の生徒は、経営者と交渉して教職員の再就職、通学の自由、バイクでも車でも通ってもいい、服装の自由、髪型の自由、全てをフリーにするということでいろんな条件を出して計画案をまとめたのです。そうしたら経営者が、のんだのです。のむかわりに、向こうも君たちが最後の卒業生だと。君たちは最後、もう廃校だと。その男の子は生徒会長でしたから、卒業式、閉校式に祝辞を読むと思っていた。そうしたら、頭のいい女の子にとられてしまって読まなかった。マスコミがいっぱい来るときに、こういうことがあ

った。

ですから、高校再編もそうです。二枚橋小学校のステートメントもそうです。何か違いますか。43年前は、生徒、児童で決めたのです、このとある男性は。当事者だから言えないという高校再編については言いましたけれども、当事者であれば、そうすると教育委員会側に立脚しているということでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 高校の再編についてであります。先ほど述べましたように、青森県立高等学校将来構想検討会議等の委員であったことから、その答申であるとか、または県の計画について意見を述べてきました。

その結果、例えば下北地区の計画等には反映されたものもございますし、また意見として述べたけれども、反映されなかったというふうなこともあります。反映されたことばかりではなくて、反映されないことも含めて、全てこの計画案に対して一定のといえますか、多少のといえますか、私も責任を負う立場であろうというふうに思っているところであります。

したがって、各地区で出た意見に対しては、謙虚に耳を傾けていくべきだということに考えています。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 村中議員に申し上げます。

間もなく約束の1時間になりますので、まとめてください。20番。

○20番（村中徹也） あと3分49秒あります。

教育長、ですから、端から見ると、外野がうるさいのです。児童・生徒、そして保護者の意見を聞いて、この人たちに立案させればいいのです。そして、責任を持たせる。それが、ここにありますよ、新聞記事。いい発言をしているPTAもいるのです、5年間待ってくれ、僕たちで

アイデア考えるから。だから、閉校しないでくれという感情論ではなくて、アイデア考えようと。

だから、児童・生徒と本人と保護者に立案させるべきだと思います、ベースをあなた方がつくって。

これについてはどうですか。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） この青森県立高等学校将来構想検討会議での答申をまとめる際には、県内の中学生、高校生、それから保護者、地域の方たちからアンケートという形で意見をとって、それを答申に反映させたというような経緯がございます。したがって、具体的な統廃合の案を生徒や保護者がつくったというわけではありませんが、保護者、そして生徒の意見が反映されているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 時間がなくなりましたので、二枚橋小学校について一言だけ申し上げます。

地元の理解、特に保護者の理解については、これはやっぱり気持ちを逆なですることなく、親切丁寧に理解を求めていくことは、私は大事だと思います。それと並行して、組織として毅然としたステートメントをつくり上げる。

先ほどの答弁ですと、理解されないのであれば、このままずっといくというみたいな、そうとれるような答弁でもありましたので、それはよくないと思います。やっぱり丁寧に丁寧に進めていって、毅然としたステートメントを教育委員会として立てる、これを申し上げて、私村中徹也の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（浅利竹二郎） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎原田敏匡議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） 1番原田敏匡でございます。むつ市議会第232回定例会において一般質問を行います。

本定例会の開会日、市長より、平成37年度に開催される青森国体についての行政報告がありました。マスメディアによる情報が先行していたこともあり、先行きに対して不安を抱いていた市民、競技関係者の方々も、その経緯を聞き、ほっと胸をなでおろしたことと思います。一連の市長の対応では、よい部分は認め、絶対に譲れないところは譲らない、是々非々の対応を貫く姿勢、なかなかできるものではありません。議会に身を置く者として、市民のため、私もそうでありたいと大きな刺激を受けました。

そこで気になるのは、やはりどの程度の選手、監督の参加人員が見込まれているのかという点だと思います。昨年岩手県で行われた第71回大会の実施要綱に基づき作成された資料によりますと、会場地に内定しているバスケットボール競技青年女子は564名、フェンシング競技は339名、また受け入れを再検討しているボート競技は896名、セーリング競技は703名以内と、4競技が開催されると、合わせて約2,500名の選手、監督の皆様がむつ下北に訪れることとなります。

国体の成功に向けて取り組むのはもちろんのことですが、訪れた選手、監督にもう一度むつに来

たい、合宿地としてとてもよい環境だと思っていたようなまちづくりをすることが市民の皆様、そして市職員の皆様とともに我々議員が一丸となって取り組んでいかなければならないことと考えております。

それでは、通告に従いまして、3項目8点について質問いたしますので、市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きのご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1項目めの発注、入札制度について質問いたします。今年度より施行されたむつ市総合経営計画では、「笑顔かがやく希望のまち むつ」実現を目指し、55の施策が展開されていきます。実現に向け、全ての施策の根本であり絶対的に必要な要素、それは地域経済の活性化であると考えます。そのためにも、市が発注するものに関しては、でき得る限り地元企業に発注し、地域経済活性化の一助となるようこれまで訴えてまいりました。しかし、長らく冷え込んでいる地域経済を鑑みると、でき得る限りと、そんな悠長なことを言っている状況ではないことは明白であり、100%地元企業への発注を目指し、実現に向け、これまでの慣例を打ち破ってでも進んでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、昨年と同様の質問になりますが、平成27年度との比較もあわせて、1点目、平成28年度の市契約案件の市内業者、市外業者の比率について、2点目、平成28年度の市契約案件の市内業者のうち、市内企業と支店、営業所の比率についてお伺いします。

3点目は、地域貢献企業へのインセンティブ発注制度の導入についてであります。現在国、都道府県、市町村の一部でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業には、物品調達や公共工事において優先的に取り扱うなどの公契約上の配慮等の施策が既に実施されています。また、

多くの自治体が導入に向け検討しております。

青森県においても、本年2月に策定された第4次青森男女共同参画プラン21にも、企業における女性の活躍に関する取り組みの促進の施策として、女性活躍の取り組み優良企業の受注機会の増大等インセンティブ強化が明記されています。むつ市総合経営計画の中にも、市民一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現の施策があり、女性活躍推進企業認定制度の創設などが計画されています。

企業として多様な働き方、生き方を推進するには、現実問題としてコストがかかります。産休、育休、介護などをしながら女性が活躍するためには、企業以外の支援環境が必要なほか、まず企業側に現状より1人ないしは2人プラスアルファのコストがかかります。現在の地域経済の中では、現実的に厳しく、行政のバックアップが必要であると感じます。

そこで、むつ市でもワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業、女性幹部の人数や障害者雇用率がある一定の割合を超えている企業、地元で開催される事業やイベントなどへの協賛金額に応じてなど、地域に貢献している企業へ物品調達や公共工事等インセンティブを付与した入札発注制度を導入すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

続いて、2項目め、ペットとの共生について質問いたします。ペットの日本語訳は愛玩動物です。愛玩とは、愛する玩具のことであり、現代社会の中では愛玩動物という本来の役目をはるかに超える存在であり、私たちのライフクオリティー向上に大きくかわり合いがある大切な家族の一員となっています。

その反面、多くの人々の多様な価値観のもと、ペットによるトラブルも増加傾向にあり、ペットを飼っている、飼っていないにかかわらず、ペッ

トへの理解、ペットとの共生は現代社会において必要不可欠なものであると考えます。

そこで、1点目、ドッグラン施設整備について質問いたします。むつ市での飼い犬登録頭数は、平成28年末で2,944頭、これは約10世帯に対し、1世帯の割合で犬を飼っていることとなります。まちや公園でも多くの人々が犬と散歩している姿を見かけます。

市の公園の利用規約では、ペットの放し飼いは禁止されており、リードをつけての利用となっておりますが、一部にはリードを外し放し飼いでいる飼い主もおり、トラブルの原因となっております。また、一部にはふんを持ち帰らずそのまま放置している飼い主もおり、そういった一部の方々によって多くの良識ある飼い主が迷惑しているのも確かです。

しかしながら、多くの飼い主にとって、犬が家族の一員であることは共通しており、時にはより広い場所でリードを外して思いっきり遊ばせてあげたいという気持ちも理解できます。

そこで、こういった問題を解決する手段の一つとしてドッグランの施設整備を提案します。個人的には、新たな場所に新設となりますと、予算規模も大きくなりますので、現在既に多くの市民が利用している公園の一部に設置できないものかと考えております。

私の友人の愛犬家は、週に1度休みの日は、三沢市や青森市のドッグランに出かけるほどで、また市民からの要望も大変多いことから、ドッグランの施設整備について市長のご所見をお伺いします。

2点目は、災害時のペット避難所について質問いたします。東日本大震災、熊本地震では、人間だけではなく多くの犬や猫も被災しました。飼い主にとっては家族同然であり、寝食をともにするペットではありますが、災害時、とりわけ避難所に

においては動物アレルギーの方、動物に恐怖を覚える小さな子供、においなどが苦手な方などとの共同生活の場においては大きなトラブルの要因になるケースがあります。災害時におけるペットの救護対策は、事前に検討すべき重要な課題です。

環境省により、平成25年6月に策定された災害時におけるペットの救護対策ガイドラインでは、同ガイドラインの活用を通じて、地域防災計画でのペット救護対策に関連する事項の追加や、地域の実情に応じた動物救護体制の構築促進が期待されています。

そこで、現在のむつ市地域防災計画の中には、ペット救護に関する対策が盛り込まれていないと認識しておりますので、事前に検討し、追記すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

続きまして、3項目め、職員の退職管理と再就職について質問いたします。平成28年4月1日に施行された改正地方公務員法では、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、再就職者による現職職員に対する働きかけが禁止されるなど、退職管理に関する規定が新設されました。

条例の中では、離職時の役職に応じて再就職した場合の届け出が義務づけられていることから、1点目、むつ市職員の退職管理に関する条例に定められている再就職等に関して、平成28年度退職された職員の皆様からの届け出状況についてお伺いします。

2点目は、市から補助金を交付されている団体への退職者の再就職についてであります。条例が策定された平成28年度以前にも能力、力量を認められ、多数の優秀な職員の方々が再就職されていることと思います。

企業への再就職については、市として把握するのが困難であると思うため、市から補助金、交付金を受けている団体、指定管理者に任命されている団体に再就職している退職者の状況をお伺いし

ます。

また、3点目として、市から補助金、交付金を受けている団体、指定管理者に任命されている団体への再就職については、団体から市に要請が来る、または団体から退職者に直接要請されているといった再就職までのプロセスをお伺いします。

以上、3項目8点につきお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

発注、入札制度についてのご質問の1点目、平成28年度の市契約案件の市内業者、市外業者の比率についてと、ご質問の2点目、市内業者分のうち、市内企業と支店、営業所の比率につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、ご質問の3点目、地域貢献企業へのインセンティブ発注制度の導入についてお答えいたします。本制度が当市に貢献する企業の努力を評価し、入札において優遇することは、企業の市政に対する意識の向上にもつながり、市政運営にとりまして有効な制度の一つであることは私も認識しているところであります。

当市では、今年度より市内業者のみでは品質及び競争性の確保が困難な一部業務におきまして、市外業者を指名する場合に、その選定方法として事業実績による選定のほかに、災害協定の締結、緊急時の災害対応への協力及び市主催のボランティア活動への参加等、一定以上の地域貢献の実績を有する事業者も選定することとしたところであります。

しかしながら、市内業者のみでの入札におきましては、原則として対象となる事業者全てを指名しておりますことから、優先指名を目的としての本制度の適用はなじまないものと考えておりま

す。

いずれにいたしましても、契約の相手方に対する優遇措置につきましては、案件により品質及び競争性の確保並びに市内業者でありながらも、受注機会が制限されている事業者も出てくるなどの懸案事項もありますので、インセンティブ発注制度の導入につきましては、今後他自治体の状況等も踏まえ、より適正な入札制度の実現を目指し、調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ペットとの共生についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁となります。

次に、職員の退職管理と再就職についてのご質問につきましては、政策統括監からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 発注、入札制度についてのご質問の1点目、平成28年度の契約案件に係る受注業者の市内業者、市外業者の受注件数及び金額と、その比率についてお答えいたします。

平成28年度における当市の契約締結案件のうち、財務部管財課で契約事務を取り扱いしております契約で申し上げますと、全体の比率と金額は、件数は376件、金額は26億2,998万6,868円となっており、うち市内に支店、営業所等がある業者を含めた市内業者との契約は262件、20億1,108万1,933円で、その比率は件数では69.7%、金額では76.5%であります。これは、平成27年度と比較いたしまして、件数では5.2%の減、金額では3.4%の減となっております。

内訳といたしましては、工事請負契約が全体で77件、15億5,368万5,818円となっており、うち市内業者との契約は66件、14億8,809万7,440円、比率は件数では85.7%、金額では95.8%であります。これは、平成27年度と比較いたしまして、その比率は件数では0.9%の減、金額では1.1%の増とな

っております。

次に、業務委託契約は全体で193件、9億259万1,881円となっており、うち市内業者との契約は102件、3億9,411万7,130円、比率は件数では52.9%、金額では43.7%であります。これは、平成27年度と比較いたしまして、その比率は件数では9.1%の減、金額では7.7%の減となっております。

最後に、物品購入契約は全体で106件、1億7,370万9,169円となっており、うち市内業者との契約は94件、1億2,886万7,363円、比率は件数では88.7%、金額では74.2%であります。これは、平成27年度と比較いたしまして、その比率は件数では3.6%の増、金額では6.4%の増となっております。

次に、ご質問の2点目、市内業者分のうち、市内企業と支店、営業所の受注件数及び金額とその比率についてお答えいたします。

平成28年度における市内企業への発注は、件数は222件、金額では19億305万3,603円となっており、比率にして、件数では84.7%、金額では94.6%であります。これは、平成27年と比較いたしまして、その比率は件数では3.1%の減、金額では0.8%の減となっております。

内訳といたしまして、工事請負契約では、市内企業との契約は60件で、金額では14億6,529万8,640円となっており、その比率は件数では90.9%、金額では98.5%であります。これは、平成27年度と比較いたしまして、その比率は件数では6.3%の減、金額では0.3%の増となっております。

次に、業務委託契約では、市内企業との契約は84件で、金額では3億3,981万3,440円となっており、比率は件数では82.4%、金額では86.2%であります。これは、平成27年度と比較いたしまして、その比率は件数では2.6%の減、金額では0.9%の

減となっております。

最後に、物品購入契約では、市内企業との契約は78件で、金額では9,794万1,523円となっており、比率は件数では83.0%、金額では76.0%であります。これは、平成27年度と比較いたしまして、その比率は件数では1.5%の減、金額では11.3%の減となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） ペットとの共生についてのご質問の1点目、ドッグラン施設整備についてお答えいたします。

ドッグランを公園の一角に設置することは、公園施設の新たな機能の向上につながるものと考えますが、市では都市公園の適正な管理を進めており、新たな管理費が発生するドッグランに関しては、設置を考えておりません。

しかしながら、ドッグランを含め新たな公園施設に関しては、民間事業者のアイデアや工夫による設置管理が望ましいと考えております。また、ドッグランの設置箇所につきましては、市内ではある程度の広さを持った公園として、金谷公園、水源池公園、早掛沼公園、運動公園、大畑中央公園などがありますが、設置の場所については公園近隣住民やほかの公園利用者にも配慮しなければならないため、慎重に検討を要するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） ペットとの共生についてのご質問の2点目、災害時のペット避難所についてお答えいたします。

災害時のペットへの対応につきましては、むつ市地域防災計画において、飼養動物、いわゆるペットの保護、収容の応急措置として、避難所に避難した動物の適正な飼育に関する枠組みを定め、具体的には本年4月に策定及び公表いたしました

むつ市避難所運営マニュアルにおいて、避難所内で人間とペットが共存していくための一定のルールを定めたところであります。

この内容といたしましては、災害時にさまざまな方が避難生活を送る避難所におきましては、基本的に避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止としておりますが、ペットを連れてこられた避難者には、避難所の窓口で確認及びペット登録台帳への記載をしていただいた後、避難所敷地内の屋外等に設けたペット飼育スペースで飼い主の責任のもと、飼育及び飼育場所の清掃等の管理を行っていただくこととしております。

大規模な災害が発生した際は、避難所においてさまざまな課題等が発生することも想定されますが、避難された住民の皆様が安心して過ごせる避難所の運営ができるよう、このたび作成したむつ市避難所運営マニュアルをご活用いただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、職員の退職管理と再就職についてのご質問の1点目、むつ市職員の退職管理に関する条例に定めております再就職等の届け出状況についてお答えいたします。本条例は、平成28年4月に施行されました地方公務員法の改正に伴い、離職後に営利企業等に再就職した職員が、原則として離職後前5年間に在職した地方自治体の職員に対して、離職後2年間再就職先との契約を有利にすることや、再就職先の行政処分を甘くするといったことなどについて働きかけることを禁止されることによりまして、在職中管理または監督の地位にある部課長等の職についていた職員について、再就職に関する届け出を義務づけたものでございます。

ご質問の再就職等の届け出状況についてですが、条例の施行後において対象となる離職後2年間の対象となる退職者数は、平成26年度から平成28年度までで106名となっております。この

うち届け出対象となる部課長等の退職数は64名で、届け出があったのは18名となっております。また、届け出の対象とならないむつ市への再任用者数は24名となっております。

次に、ご質問の2点目、市から補助金を交付されている団体への退職者の再就職状況についてですが、1団体1名が再就職した旨の届け出を受理しております。

次に、ご質問の3点目、再就職までの過程についてですが、再就職につきましては、退職者ご自身と企業、団体等による判断に委ねられているものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 3項目に対し、丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、意見、要望も含めて再質問させていただきます。

その前に、ちょっと1点確認したいのですが、退職者の管理の（2）番、1団体1名とあったのですが、これは平成26年から平成28年の数字ですか。1点確認お願いします。それとも、それ以降の数字も入っての1団体1名なのか、そこだけ1点、先に確認いたします。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） お答えいたします。

平成26年度から平成28年度にかけての人数となります。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。実は、欲しかった数字が、それ以前も含めてトータルだったので、それはきょう出ていないですよ。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） 今ご質問いただいております職員の退職管理というようなどこ

ろの規定が平成28年からとなっておりますので、その前の2年前から、平成26年度からということで答弁のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 了解しました。私のほう、過去の分もと思っていたものですから、これはちょっと、また次回ということで質問させていただきます。

それでは、まず3項目めの職員の退職管理と再就職について再質問いたします。再就職までの過程、団体と退職者の直接というお話だったのですが、私の耳に届いている過程とは若干違いますが、この場では確証を示せない話なので、これ以上は申しません。ここ1点だけ。

市から補助金等を交付されている団体の中には、例えば2年とか3年で一定のサイクルで交代して、十数年にわたって退職者が再就職している団体もあると伺っております。市民の中には、何か取り決めや約束事があるのではといった疑念や誤解が生まれているというか、私の耳にも聞こえてきているのですけれども、そこで誤解されることなく透明性を高めるうえでも……

（「具体的にしゃべらねばわからない」「何の話している」「具体的に」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質問を続けてください。

（「仮定の話は質問できない、答弁できない」の声あり）

○1番（原田敏匡） わかりました。それでは、いいです。それでは、透明性をさらに高めるうえでも、再就職の状況について、ホームページ等に公開すべきと考えますが、いかがでしょうか。既に公表している市町村もあり、県内10市においても私が確認できただけで4市が公開しておりますの

で、ご対応のほうをちょっとお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） ホームページ等への公表ということでございますけれども、今般のこのご質問いただいております退職管理の届け出の状況というところにつきましては、平成28年度分からを公表することとしておりまして、平成28年度分につきましては、人事行政の運営状況の公表というところで義務づけられている部分がございますので、その中で人数等を公表する予定となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） たびたび他の自治体の話ばかりして申しわけないのですけれども、あくまで人数だけで、例えば前に所属していた部署とか、あと再就職した場所までは、個人名も出しては明記される予定ではないということですか。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） お答えいたします。

現段階では、そこまでの公表については考えてございません。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ぜひ透明性を高めるうえでも、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、1項目目の発注入札制度について再質問します。ここで言う市内業者とは、市内に本社がある事業者と捉えていただきたいと思います。市内営業所も法人市民税及びそこに従事する従業員の皆様からも、個人市民税をいただいておりますが、現在の経済状況、そして将来を見据えてもむつ市に本社を置く事業所に注力することが重要ではないかと考えます。

そこで再質問の1点目、前年度と比較して件数、

金額とも減となっておりますが、もし要因があるようであればお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

平成28年度は、契約全体の中では、平成27年度と比較いたしまして、市外業者の割合が高くなってございますけれども、この要因につきましては、マイナンバー制度に係るシステム改修等の業務、それから新体育館を初めとした大規模建設事業に係る設計業務等の発注が集中するなど、主に業務委託関係において、市内の業者では技術的に難しい案件が年度内に多くあった、そのようなことが要因として挙げられるものと受けとめてございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 年度によっていろんな予算の組み方が違いますので、件数、金額に差異が出るのはそのとおりかなと思います。

そこで再質問の2点目、工事の市内分を見ますと、件数構成比は77.92%、金額構成比は94.31%と、金額については本当にすばらしい数字であるなというふうに思います。ただ、ぜひとも全ての案件において、この水準に引き上げていただきたい。特に物品購入と比較すると、金額構成比の開きは約38%もあります。平成22年国勢調査の産業別就業人口の推移を見ますと、建設業に占める割合は、本市において11.4%、卸売小売業は16%と約5%、人口にして1,264人、物品購入にかかわる就業人口が上回ります。全てがこれが市の契約と直結しているというわけではございませんけれども、あくまでも数字を見ると、こういった結果となります。この点だけ見ても、物品購入の金額構成の水準をぜひとも上げていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

ただいまのご質問につきましては、物品購入というようなことで、特に消耗品等、そのようなものが対象になるものと考えておりますけれども、このような発注につきましては、市内業者の保護育成というふうな観点から、特定の事業者に偏った発注とならないように留意しております。そのようなことから、市内業者に満遍なく発注して受注機会の増大に努めているというふうな現状でございます。

しかしながら、この消耗品等の発注に際しましては、やはり先ほどの冒頭市長が答えました、そのような答弁の中にもございましたけれども、やはりどこかに偏るといふようなことがないように現在のところ取り計らっているというふうなことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） ありがとうございます。では、もう少し発注、入札制度について再質問いたします。

答弁では、市内業者に十分配慮しながら契約業務を行っているとのことでしたが、私のところには、多様な業種からもう少し、納得できない、市内でもできる仕事が市外業者も呼ばれているといった声がまだまだ聞こえてきます。

先ほどの物品購入では、約4,480万円を市外業者が受注しています。この市外業者分が受注する分、むつ市に入る法人市民税、多分一円も入ってこないと認識しているのですけれども、これが市内業者が受注すれば、わずかながらでも法人市民税の収入増にもつながるのではないかと。また、企業の体力が増加することで、働く場所の確保にもつながるのではないかと思います。ただし、そこには入札価格の増が懸念されるのは当然のところではあります。企業は行政のルールに従って、

どんな状況になろうとも利益を上げる仕掛けをつくってまいります。ぜひ市長のリーダーシップと手腕、そして理事者の皆様のお知恵を最大限生かしていただいて、強力な地元優先対策を展開できないか、もう一度お伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、原田議員のご質問の中にもございましたが、工事請負契約等につきましては、市内業者は高い水準にあると。一方では、物品購入なり業務委託、そういうふうなところは、まだそういうふうなところまではいっていないというふうな現状が確かにございます。

しかしながら、市におきましては、まずは市内業者への発注というふうなことを最優先させております。そういうふうな中でも、やはり市内にどうしてもそのような業種について対応ができないような、そういうふうな案件も当然あるわけでございます。それが市といたしまして、業務の委託契約であったり、物品購入というふうなことになろうかと思っております。ですので、市といたしましても、現状その辺おろそかにしているというふうなことは決してございません。あくまでも市内業者優先というふうなことで考えておりますし、今後ともそのようなスタンスを保ち続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） どうしても現状、市外業者へ発注せざるを得ないケース、要因が幾つか、私もそこは理解できる場所ではあります。割合だけ見ても、ちょっと個々の案件がわからないと私も含めて事業者の方々も、この手の話、平行線で終わってしまいますので、そこで、例えば現在入札を公表しているのは工事だけだと思いますが、より透明性を高めるために、例えば物品、委託含め、

全てを公開することで、より建設的な意見ができるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） この点につきましては、他の自治体等のそのような事例等も参考とさせていただきながら、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 他の自治体、県内だけ少し調べたのですけれども、10市中5市は公開しております。ここがちょっとわからないと、なかなか僕も割合だけしか見られないものですから、ぜひこの辺、公開していただきたいなど、前向きに検討していただけないかなと要望いたします。

次に、地域貢献企業へのインセンティブ発注制度ですが、ぜひ前向きに進めていきたいなと思います。

そこで、入札に関してはなかなかほかの状況を見ながらというお話だったのですけれども、例えば10万円以下の消耗品等の発注であれば、早急に適用できるのではないかと考えますが、まずそういった10万円以下の消耗品を発注する際の事業所の選定方法等、確立されているのであればお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 管財課長。

○財務部管財課長（木下尚一郎） ご質問にお答えします。

10万円以下の物品の発注につきましてはの業者選定につきましては、市内の希望業者に輪番で、満遍なく発注しております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） そうすると、市内営業所も入って均等に回すという意味でよろしいですか。

○議長（浅利竹二郎） 管財課長。

○財務部管財課長（木下尚一郎） 議員おっしゃるとおり、現在は市内営業所も含めまして発注しております。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 割合が均等であるならば、そこに地域に貢献している企業に少し割合を上げて発注できる仕掛けをつくれませんか。もちろん市内営業所においてもゼロにしるとは言いません。従業員もいますし、税金も納めています。大事にしなければいけない存在でもございます。ただ、せめて本社が市内であることや、各種事業やイベントなどに協賛金、多いところで年間数百万協賛金を出している企業もございますので、そういったところにはぜひ適用できないものかどうか、再度お伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

市内業者というふうなことで、当市におきましては、議員おっしゃっておりますように、市内に営業所、あるいは支店というふうな形で参入している業者さんも市内業者というふうな形で考えております。これにつきましても、議員がおっしゃったように、市への貢献度というふうな意味におきましては、やはり納税者でもあるというふうな、そのようなことから、現在は一定の条件といたしますか、同じようなレベルでそういうふうな発注、入札等に参加していただいているというふうなことでございます。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 1 項目めの質問の最後、これは質問というより要望ですが、総務省統計局から4月26日に公表された平成27年国勢調査による就業状態等基本集計では、平成22年での総数、むつ市の従業員の総数2万7,618人に対して、平成27年では1,053人減の2万6,565人、またむつ市の人口

もついこの間6万人を切ったかなと思っていたところ、6月1日現在で5万9,059人、5万9,000人を割るのも大分想定したより早いかなと思っています。

きのうの一般質問でもありましたが、働く場所の確保は最優先事項であり、そのために地元企業優先を訴え続けています。契約の窓口ということで管財課に答弁いただいておりますが、根本的には担当課の取り組みが結果に大きく反映されることと考えますので、ぜひ中小企業振興基本条例に沿った今後の各課の取り組みに期待します。

それでは、再質問の最後、ペットとの共生について再質問いたします。市としての公園での施設整備は難しいという答弁でしたが、私としては特段公園にこだわっているものではなくて、常時管理者が必要であるという点では、若干運営上厳しいかなとも感じています。そこで、常時管理者が常駐しているような公共施設、また予算規模はもしかしたら大きくなるかもしれませんが、市で管理している空き地等に新規に整備できないものかどうか、再度お伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 公共施設等へのドッグランの設置についてお答えをいたします。

ドッグランは、多くの利用者が訪れる場所であることから、狂犬病予防接種や各種ワクチン接種済みの確認や犬の相性確認を行うなど、管理上の対策が必要となります。また、管理費や用地整備に要する財源対策も生じることから、公共施設等への設置については、今後慎重に検討を要するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 同僚議員の多くも犬を飼っている方々もおり、きょう一般質問、この項目に入っていたら、ぜひよろしくといった声もありま

すので、何とか前向きな検討のほうをよろしくお願いたします。

（2）のほうなのですけれども、私全く防災計画にはのっていないと思っていましたので、大変失礼しました。むつ市避難所運営マニュアルでのペットに関する記載については、飼い主の皆様も安心したのではないかと思います。しかし、これあくまで避難所の運営に関して、災害が発生してからの多分マニュアルになるのかなという感もありますので、ぜひ平時から防災を意識し、災害に備えるためにも動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発、そして被災した飼育動物の保護収容に関する体制整備などを防災計画に追記する必要があるのではないかと思います。再度ご所見をお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） お答えいたします。

今原田議員からご紹介いただきましたとおり、むつ市避難所運営マニュアルにその人間とペットの共存をしていくための一定のルール、こういったルールについてはマニュアルのほうに定めさせていただいたところであります。例えば避難所に駆けつける際の注意事項とか、そういったもののむつ市地域防災計画への掲載ということかと存じますが、今後はペット等の飼い主が避難所において他の被災者とトラブルにならないよう、避難時の例えば持ち出し品の掲載とか、そういったところが記載できるのかどうか、少し他市の例も参考としながら研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ドッグランの施設整備については、平成26年むつ市議会第219回定例会において、大先輩である川下議員からも提案されました。

その需要は年々ふえており、自宅の庭にドッグランをつくっている友人もおります。ドッグランは、ペットコミュニティなど新たなコミュニティの創出に寄与する場としても今注目されています。利用者の実態とマナーに関する意識調査に關した社会実験を実施する等、ぜひ前向きな取り組みを要望して、むつ市議会第232回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。18番齊藤孝昭議員。

（18番 齊藤孝昭議員登壇）

○18番（齊藤孝昭） むつ市議会第232回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

新年度に入り、旧来からの行事や新しい企画やイベントがうまく絡んで、それぞれの地域から広範囲にわたって人の移動が多いことを、今まで以上に感じるがあります。初めて脇野沢に行ってきた、帰りに川内で温泉に入ってきた、今度は大畑に行く予定です、さらには大間にも行きたいし、佐井にも風間浦も東通にもという方がふえています。ジオパーク認定の効果なのか、各地域の各団体の努力の成果なのか、地域力が増しているのか、いずれにしても少しずつよい効果があらわれているのではないかと感じる次第であります。

人が動けばお金も動きます。まずは、地域を知り、感じることによる地産地消がいい流れになり、その感想をSNSやフェイスブックで配信する方がふえていることで、当地のPRにつながっています。たくさんの方の活動及び行動に敬意を表し、今後もさらにむつ市のよいところを発信くださることをお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

今回の質問事項は、医療と介護の連携について、職務の中立性について、子ども・子育て支援についての3点であります。

初めに、医療と介護の連携についてであります。高齢化が進む中で、地域包括ケアの体制が整備されていることはご承知のことと思いますが、さらに深化するため、今国会にて地域包括ケアの強化のための介護保険法等の一部改正がされました。そして、高齢者の自立支援と要介護状態の重症化防止や地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを改正の目的としています。

主な改正点は、平成26年度の診療報酬改定時に決定した包括ケア病棟の設置要件とは別に、課題となっていた介護療養病床の扱いについて、介護医療院を創設すること、介護保険利用者負担や保険者の介護納付金を見直すこと、また介護保険と障害者福祉の両制度に共生型サービスを位置づけることなどです。この法律は、介護保険法を初め医療法、社会福祉法、障害者総合支援法及び児童福祉法などの改正も含まれていまして、つまり同法の改正によって、市民の皆様の生活と福祉全般に深くかかわるものですから、地方行政では福祉、介護、看護の積極的な連携や制度の谷間を改善するために縦割り行政を改善する必要があるとのことでもあります。よって、同法改正により、当市の医療と介護の関係は今後どのように変わる

のか。人的、財政的な影響や対応策及び方針について、介護保険及び高齢者福祉計画の見直しを含めてお示し願います。

次は、2025年問題を見据えた地域医療構想による将来の福祉医療のあり方についてであります。2025年問題とは、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という人類が経験したことのない超超高齢化社会を迎えることを言います。

そこで、この2025年問題を見据えての課題として、地域医療構想が挙げられると思います。前にも述べましたが、医療と介護の連携、病床のあり方、地域包括ケアの充実、中心部と人口減少、高齢化が進んだ地域との違い、在宅介護と在宅医療及び看護、地域とその機関が連携したシステムの構築、専門職種の人材確保など、地域医療構想による将来のあり方についてお示しを願いたいと思います。

次は、職務の中立性についてであります。政治的中立性が担保されるべき公共施設内で、特定の政党機関紙が議員によって配布されることは問題ではないかと指摘する方がいらっしゃいます。このようなことを背景に、行政職員に対する職務の中立性を確保するため改善を検討したり、既に対応済みの自治体が少なくないようであります。当市においても、市役所庁舎内で政党所属の市議会議員が職員に対し、政党機関紙購読の勧誘や配布、集金を行っていることは、職員への心理的強制を疑われかねないため、このような行為や行動は控えるべきことではないかと思えます。

また、市役所には不特定多数の方がさまざまな理由で訪れますから、庁舎内での特定政党の活動を容認することを疑問と思う方がいることは事実であります。

一方で、職員の政治信条を全て禁止することはいかなるものかとの指摘もありますが、政党機関

紙を購読したい職員は、自宅などで適切な対応をすれば問題はありませんし、勧誘、集金も同じことと思います。特定の政党機関紙の勧誘、配布、集金を庁舎内で行っていることを認めているのはなぜか、現状と理由、今後の方針についてお聞かせ願います。

最後は、子ども・子育て支援についてであります。本年4月以降、私のところへ保育所にあきがないので入れない、いわゆる待機児童に関する相談が続けてあったことから、改めて問題の深刻さを実感した次第であります。待機児童の解消は、市が行う主要施策の一つでありまして、子育て支援を行ううえで重要な課題であると思えます。

6月3日発行の東奥日報に「第2子の壁依然高く」との見出しで、少子化の流れが、待機児童の流れがとまらないことが報道されていました。都会だけの出来事と流すわけにはいきません。

当地域でも、ゼロ歳から1歳までの受け皿が薄く、待機となるケースが多いと聞きます。また、第2子を出産するときに第1子を保育所へお願いしたい、里帰り出産を希望しても第1子を保育するところがないなど、第2子以上の出産には大変厳しい現実があるようであります。これでは、政府が目標としている希望出生率1.8にはなかなか届きそうにないのが現実ではないのでしょうか。当市において、待機児童対策について、施策の現状と今後の取り組みをお知らせください。

以上、壇上からの質問を終わりますが、細部につきましても、再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

医療と介護の連携についてのご質問の1点目、法改正による影響はどのようなことがあるのか、

またその対応策についてであります。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律におきましては、介護保険制度の持続可能性の確保と高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止及び地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの充実と推進の2本が柱となっております。

内容といたしましては、まず介護保険制度の持続可能性の確保では、40歳から64歳以下の方が医療保険者を通じて納めていただく保険料である介護納付金について、医療保険者間の負担額の不公平感の解消を目的とした見直しと、年金収入等の所得が340万円以上の方にサービス利用者負担が2割から3割へ引き上げられるものであります。

このサービスの利用者負担の見直しにより本市において影響を受けるサービス利用者は、3,695名のうち2割負担となっている方は123人で全体の3.3%、改正により3割負担となる方は35名で全体の0.9%となります。改正のもう一つの柱である地域包括ケアシステムの充実と推進では、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取り組みの制度化や、医療と介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みが示されているところであります。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援など、高齢者の暮らしを地域で支える仕組みであります。この実現のためには、今回の法改正でも示されているように、組織や制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくというまちづくりが必要であると認識しております。

市では、市民の皆様と多くの地域資源が優しさ

でつながることをコンセプトに、平成26年3月には高齢者に接する機会の多い民間事業者42社とむつ市高齢者等見守りネットワーク事業を開始しておりますが、現在では59事業者との連携により、高齢者をさりげなく見守る体制を構築しております。その間、事業者の皆様からの通報を7件受け、早期発見による状況の悪化を防止できた事例もあるものと考えているところであります。

また、高齢者人口のピークを迎える2025年度には、認知症高齢者が2,800人を超え、65歳以上の高齢者の6.7人に一人は認知症高齢者と推計され、認知症の方が年々ふえることが予想されますが、市では認知症に対する地域力を高めるためのさまざまな事業を実施しております。

認知症を正しく理解し、認知症高齢者を支える個々の力を養成するための認知症サポーター養成講座を平成21年から始め、現在認知症サポーターは2,859名となっております。平成28年10月に開始した認知症を正しく理解し、認知症高齢者に優しい事業所を認定するむつ市認知症サポート事業所認定制度では、株式会社みちのく銀行様によるサポート事業所への優遇策のご協力をいただきながら、現在10事業所を認定し、今年度はさらに10事業所の認定を目指しているところであります。

ことし3月には、徘徊のおそれがある認知症高齢者及びその家族のための認知症SOSネットワーク、通称「おかえりネット」事業を始めております。これは、徘徊のおそれがある高齢者の情報を事前に市に登録してもらい、実際に行方不明となった場合に高齢者見守りネットワーク事業の枠組みを利用し情報を得る仕組みとなっており、現在2名の方が登録を行っております。

また、ことし4月に株式会社エーザイ様とは認知症施策全般へのご協力をいただく協定を締結し、むつ市認知症サポート事業所へのリーフレット提供等、さまざまな場面でサポートをいただい

ているところであります。

そのほか、認知症を抱える高齢者やその家族が気軽に集い交流を目的とした認知症カフェ、通称「あんどカフェ」の開催等を行うなど、市民の皆様同士がつながるための事業を展開しているところであります。

個々のつながり方、支援の仕方、かかわり方はさまざまありますが、市民の皆様や地域資源のそれぞれがそのできる範囲、小さな力でもつながることで大きな力を生むものと認識しております。支援を必要とする方々を優しさでつながる地域力で包み込む地域包括ケア社会の実現に向け、今後も優しさでつながることをコンセプトに事業を進めてまいりたいと考えております。

また、今年度は第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしますが、その中でも高齢者の介護のみならず、多様化、複合化する地域生活課題を把握し、地域資源を最大限生かしながら、地域包括ケアシステムの実現に向けてしっかりと議論を深め、高齢者人口がピークを迎える2025年度以降も持続可能な介護保険制度となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、2025年問題を見据えた地域医療構想による将来のあり方につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、職務の中立性についてのご質問の特定の政党機関紙の勧誘、配布、集金を庁舎内で行うことを認めているのはなぜかについてお答えをいたします。

まず、この質問を受けまして、初めて特定の政党に所属する市議会議員の方々が、その立場を利用して、勤務時間中の庁舎内において、職員に対し政党機関紙の勧誘、配布、集金といったことを行っているという実態を知り、大きな驚きと衝撃を受けました。そもそも職員には、地方公務員法

により政治的行為の制限が課せられておりますが、勤務時間中、そして庁舎内において特定の政党機関紙を購入するという行為自体が、これに違反する行為とも言え、市民の皆様にはさまざまな疑問を抱かれる行為でもあります。

私は、職員に対し、事あるごとに全体の奉仕者である公務員として自らを律するとともに、市民の皆様から不信を抱かれるような行為は厳に慎むよう責任ある行動を、とお願いしてまいりました。また、常に市民の皆様からの厳しい視線にさらされていることを自覚し、市民の皆様から信頼される市役所であるよう努めて行動するようお願いをしてまいりました。

もとよりそれぞれ個人の信条、思想の自由ということに関しましては、当然の権利として日本国憲法がこれを保障しており、政治活動の自由も認められていることは承知しております。これらのことから、政党の機関紙を庁舎外で勤務時間外に職員が購入する行為自体は特段問題がないものと考えております。一方で、市議会議員から職員が「前の人もとっている」、あるいは「勉強のために」などと勧誘を受けた場合、相当な心理的負担であると考えられ、断り切れないこともあったのではと推察するところであります。このことは、市議会議員という立場を利用して、威圧的に職員に精神的圧迫を与えているとも言え、看過することはできません。

いずれにいたしましても、庁舎内における政党機関紙の勧誘、配布、集金は職務の円滑な執行への影響、さらには市民の皆様からの疑問や不信を招きかねないことから、今後他の自治体の例を参考に、適切な対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子ども・子育て支援についての待機児童の解消の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。まず、保育所入所申請が行われ、保育

の必要性が認定されながらも、保育所に入所できない児童、いわゆる待機児童についての当市の状況についてご説明いたします。

待機児童については、平成28年度末の本年3月1日現在において77名の児童が保育所に入所できずに待機していただいている状況でありました。今年度につきましては、4月1日現在において申請していただいた全ての児童の入所が可能となっており、6月1日現在においても待機児童はいない状況であります。

しかしながら、産後休暇や育児休業を終えた方々の職場復帰や新たに求職活動を行う方などの利用申請により、主としてゼロ歳児の入所待機が秋口から発生し、年度末にかけて増加する傾向にあります。各保育所施設においては、ゼロ歳児を受け入れるため、最大限受け皿の確保に努めていただいているところですが、施設面積や保育士及び看護師の確保といった基準をクリアする必要があることから、受け入れ枠の拡大が難しい状況となっております。

保育所や幼稚園に子供を預けたいのに預けられない、保育の必要性が認定されたにもかかわらず入所がかなわないことで、仕事をすることができないことによる経済的な不安が子供を産み育てたいという方々の障壁となり、ひいては少子化へとつながっていくことがあってはならないものであり、子育て支援を進めていくうえで、待機児童の解消は最優先で取り組むべき課題であると捉えております。

長期的に見れば、子供の数は減少するものと予想されておりますが、待機児童問題は喫緊の課題であり、解消に向けた取り組みとして、全ての保育事業者から施設整備の計画をお伺いするとともに、ゼロ歳児の受け皿の確保に向けた協議を行い、今年度においては保育事業者が行う保育施設の整備に対し補助金を支給することで、主な待機児童

であるゼロ歳児の定員増を図ることとしたものであります。

また、本年6月1日には、小規模保育事業所が保育事業者により開設され、ゼロ歳児から2歳児を対象として最大19名の受け皿が確保されたところであり、今後の入所申請にも対応できる施設として期待をしているものであります。

今後におきましても、保育事業者の施設の改築や小規模保育事業所の新設などの整備に当たっては、保育のニーズ予測のもと、支援策について検討してまいりたいと考えております。

市といたしましては、市民の皆様の声に耳を傾けながら、妊娠から出産、子育てと、切れ目のない子育て支援をさまざまな施策により展開しているところではありますが、子供の幸せを第一に考えると同時に、子育て世代の不安を解消するため、必要なサービスを必要とする方が必要なときに利用できるよう、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 齊藤議員の医療と介護の連携についてのご質問の2点目、2025年問題を見据えた地域医療構想による将来のあり方についてお答えをいたします。

人口減少や高齢化が進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、老人慢性疾患の増加による疾病構造の変化や、医療を必要とする重度の要介護者、認知症高齢者など、医療と介護のニーズをあわせ持つ高齢者の増加が見込まれております。当市においても、高齢者数、高齢化率ともに年々増加をしており、2025年には総人口が5万1,809人と減少するのに対し、高齢者数は1万8,849人と現在よりも増加し、高齢化率は36.4%と推計をされております。

このような急激な環境の変化に対応し、医療や

介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、その地域にふさわしいバランスのとれた医療、介護サービスを提供する体制の構築が喫緊の課題となっております。

こうした中、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制とともに、地域包括ケアシステムを構築することで、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、平成28年3月に青森県地域医療構想が策定されたところであります。

その内容といたしましては、現行の2次医療圏である県内6地域を構想区域とし、各地域における将来の病床数の必要量、居宅等における医療の必要量、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項を定めているものであります。

地域医療構想を推進していくための市町村の役割といたしましては、地域包括ケアシステムの実現のため、県と連携しつつ、在宅医療、介護連携の推進に取り組んでいくことが求められております。市では、医療と介護を必要とする高齢者が尊厳を保ちながら在宅で暮らし続けるためには、医療と介護の関係機関が連携して、包括的、継続的に医療、介護を提供していく必要があることから、平成28年度にむつ市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、医療、介護、福祉、行政の関係者間での連携や情報共有、地域課題等について協議を行っているところであります。

また、本年4月には、地域の方々が医療機関から在宅生活にスムーズに移行するための相談窓口となるむつ市在宅医療・介護連携支援センターを一部事務組合下北医療センターむつ総合病院に設置し、医療と介護を切れ目なく提供できる体制を整備したところであります。

このような体制の構築に当たっては、急激な高齢化の進展と生産年齢人口の減少に伴い、専門職

等の人材不足が課題となっているところでありますが、市といたしましては、現在ある社会資源を最大限に活用しつつ、在宅医療・介護連携推進協議会及び在宅医療・介護連携支援センターと協力しながら、地域で暮らす方々の包括的かつ継続的な在宅医療介護サービスの提供に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 再質問させていただきます。

地域包括ケア体制の整備についてであります。まず説明できたらということなのですが、新たな介護保険施設の創設ということで、介護医療院というものをつくることになりました。具体的に介護医療院というものはどういうものなのかを、説明できたらお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

介護医療院とはどういう施設かということですが、介護医療院は長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れ、生活の場としての機能を兼ね備え、ターミナルケアやみとりも対応するという特徴があります。廃止される介護療養病床の新たな転換先となる新介護保険施設ということになります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 介護医療院については、特段疑義があるわけではなくて、ここで聞かなくてもよかった事柄なのですけれども、ヒアリングで言わないことを質問してどういうふうな対応するのか、ちょっと見たくて、今振ってみました。部長、見事に対応したので、なかなかだなというふうに思いました。失礼しました。

冗談はさておきまして、包括ケアということになりますと、やはり先ほども壇上で言いましたが、

医療と介護、看護というその連携がなければ、なかなかうまくいかない部門でありまして、今後そういう行政からの支援を受ける方がふえていくということに対して、やはり行政側の準備も必要ではないかということです。

先ほどの部長の答弁でいきますと、専門職種の方、人材が必要だということになっていくというふうな話をしていましたが、現在の体制で、今後も、では進めていけるのかというふうに考えれば、なかなかそれも難しくなっていくだろうなというふうに私は思っていますが、今後の行政職プラス専門職、職種の方をどのように採用して、どのように対応していくかということ、もし現在考えていることがありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この地域包括ケアシステムをしっかりとした形で運用していくためには、これ専門職ということのその確保が、これは重要な問題になってくるということだということは私も十分に理解しております。その中でも、やはり根幹になるのが医療、そして医師ということだと思いますが、この医師不足の問題については、今下北地域全体を見ましても、人口10万人当たりの医師数が130.3人。これ全国平均が233.6人ということですから、圧倒的に少ない。また、県内も医師不足と言っておりますが、県平均が193人ですから、この下北130人と比べると、まだ下北が圧倒的に少ないというような状況になっております。

こういうことから、例えば市では医師確保に向けた取り組みとして、地元から医師を目指す子供たちをこの地域から育てるために、市内高等学校から医学部へ進学した方に対して、企業版ふるさと納税を活用した給付型の奨学金制度を今年度から開始をしているということでもあります。また、

医師確保、これは長期的な取り組みとしてはそういうものもありますけれども、具体的に今現在やっている取り組みとして、私自身も先般厚生労働省の事務次官にお会いして現状をご説明申し上げましたし、またあるいは県の担当にもこの問題についてお願いをしております。

さらに、今私の特命を受けまして、シティマネージャーのほうでさまざまなところに行って、厚生労働省初めあるいは地域医療機能推進機構、そういったところに行って、医師確保についての意見交換を行っているということがあります。また、むつ総合病院でも、橋爪院長先生が弘前大学を初め岩手医科大学、あるいは県医師会等に要請を行っているということですが、そもそも地域全体で医療をやっているというときに、基幹病院であるむつ総合病院に医師が足りないという状況でありますし、またこの確保にも今大変苦労しているという状況です。

医師に限らず、まさに看護師等の医療職も不足しておりますし、これに対しても奨学金制度とかさまざまな取り組みでやっているのですが、なかなかうまくいっていないという部分もあります。

ですから、今後はこの地域包括ケアを進めていくうえでは、医師、看護師、介護人材、ありとあらゆる人材確保に努めながらやっていく必要があると思っておりますし、そういったことは今後市の大きな課題になってくるというふうに認識をしております。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 私もそう思います。当然医師確保と同時に看護師、保健師の確保、またはむつ市出身の方が保健師、看護師で他の地域で働いている方がたくさんいらっしゃいますので、何とかむつ市に戻ってきてほしいとか、または学校を卒業したらむつ市の職場に勤務してほしいというふうな活動も今後していかないと、やはり専門職が

いないとそういう職場、または業種は立ち行かないので、それもやっぱり行政の大事な仕事だというふうに思っていますから、ぜひお願いしたいと思います。

次は、待機児童の関係で少し話をさせていただきます。壇上で市長が答弁したとおりのことで、むつ市の取り組みも、私がおの4月に聞いたときの話以上に進んでいまして、なかなかのものだなというふうに感じています。しかし、これも市長壇上で言っていました、9月以降、年度の後半になると、やはり入りたいたいけれども入れないというふうな子供さんがいるということは現実でありますので、第2弾として、途中から入所したいと希望している方々がスムーズに入所できるような体制を準備するということが必要だと思いますが、財政的な面、または保育所は私立ということで、その事業を営む方の事情もあると思いますが、しかしながら困っている人がいるということは改善する余地があるというふうに考えますので、そこをもう少し踏み込んで、どんな対策をしたらいいのか、考えていることがありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えをいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたように、法人のほうで新しく保育施設のほうを設置しております。同じように市といたしましても、そういった施設に対して、設置に当たっては補助金を交付するなどして対応してまいりたいというふうに考えております。

年度途中で保育を希望する場合ということでもあります。産後休暇や育児休業を終えまして職場に復帰する方、新たに就業する方、また転入された方など、年度途中においても保育所等へ入所を希望される方がおられます。保育施設の利用につきましては、申請をいただいたうえで、毎月の入所

調整により判定することになりますが、申請時期や児童の年齢区分によって違いが生じるような状況になっております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 行政には窓口があって、そこにそういう保育所に入所したいという申請をしに行く、または相談をしに来るということの順番になっていると思いますが、当初、最初入所を希望しても、いやあ、入れないんです、待ってくださいということが事実あったわけでありまして、実際は、6月には全部解消されたということの話であります。仮にもう少し待ってくださいというふうな現状になったとしても、やっぱり窓口対応を真摯にそのお客さんにしていけば、細かい説明もして対応していけば、わかってくれる人、または確かに行政、どこのまちも待機児童の関係では困っていますので、確かにそのとおりだと。

では、どういうふうになればいいのかとかというアドバイスを細かくしてあげると、俗に言う隠れ待機児童と言われている、本当は預けたいのだけれども、「待機」と言われることがわかっているから申請しないという方々もいらっしゃると聞いていますから、「とにかく窓口で相談に来てください」と、「そしていろんなやりとりをさせてください」と言うことによって、その保育の現場の状況、または自分たちが行政へ希望することというふうなことのきめ細かなやりとりがもしかすればできるかもわからないということも考えていますので、ぜひそういう対応、今でもしていると思いますが、今後もさらに踏み込んでやっていったほうがというよりも、やってほしいというふうなことを思いますが、どうでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

小さな生まれたばかりの赤ちゃんを抱えて、一

且仕事を離れて、もう一度仕事につきたいという
ようなことで活動しているお母さん方ということ
の精神的なご負担というか、そういったことは非
常に大きいものであろうということは容易に想像
されるところであります。我々むつ市役所といた
しましては、そうしたお母さん方にしっかりと寄
り添いながら、きめ細やかな対応をしてみたい
と考えておりますし、窓口につきましては、保
健福祉部児童家庭課保育グループにお願いを申し
上げます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） ありがとうございます。

それでは、最後に職務の中立性について少しお
聞きしたいと思います。

この通告をした後から大体1週間から10日ぐら
いあって、現状どうでしょうかというふうな話を
したので、多分庁内でそれなりのやりとりがあっ
たと思いますが、簡単にどれぐらいの方が購読し
ていたのか、もし調査してわかっていましたらお
知らせ願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

どれぐらいの職員が購入されているのかという
ことでありますけれども、今回の一般質問を受け
まして、これは任意に聞き取りで調査をいたしま
したところ、管理職ということで聞きましたけれ
ども、課長職以上で35名、率にして37%の幹部職
員が購入をしておりました。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 人数とか割合は、私が反応す
る場面でないので、そうだったのですかというこ
とになりますが、その人数が多いとか少ないとか
というのは個人の判断もありますし、人それぞれ
だと私は思います。ただ、行政の長として、市長
はそのことを踏まえてどういうふうにお感じにな
ったのかお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほども答弁したとおり、実に37%の幹部職員
が購入しているということでもあります。この政党
の機関紙ですけれども、これインターネットのウ
ィキペディアというところのサイトから調べます
と、20万部が日刊で発行されているということの
ようなのです。そうしますと、一般の国民の方で
購入している人というのは600人に1人の割合で
す。つまり0.16%の人しか普通の方は購入してい
ない。ところが、むつ市役所の幹部職員は37%購
入しているということは、これは異常に高い数値
であると。議員としての立場の利用や、あるいは
職員への心理的な圧迫があったというふうなこと
を言わざるを得ないような状況なのではないかな
というふうに思っています。

ちなみに、この調査、もちろん我々は思想信条
にかかわるものでありませんというようなお話は
させていただきながら行った任意の調査で、課長
級以上の職員を対象としたものでありましたけれ
ども、この調査を聞きつけた当該政党の市議会議
員が担当の職員に対して、「機関紙を購入してい
るかどうかを確認すること自体が思想信条を阻害
することになる」と。「そのことについては、ち
ゃんとした場面で取り上げさせていただく」と、
この恫喝ともとれるそういう発言をされた事実も
ございます。

まさに今この発言自体が、自分自身で思想信条
に関するものだというふうなことを吐露してい
る。さらに、その後の発言で、「ちゃんとした場
面で取り上げさせていただく」、まさにこの市議
会で取り上げるようなそういう言い方をされてい
るわけです。心理的圧迫ですよ、これは。間違い
なく。

これは、私からの市議会の皆さんに対する願
いでありましてけれども、このような議員活動を許

していいのかどうかということは、むつ市議会としてもある意味一定の見解を出していただく必要があるのではないかというふうに思いますので、強くそのことを要請をさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 市長がそういうふうに乗っているのだったら、それでいいと思います。

そもそもこの政党機関紙については、さまざまな考え方がありまして、行政によっては、全部許しているところは少ないのですけれども、一部いいのではないかというふうなところもありますし、今後市長は検討に値する事項というふうな答弁をしていますので、今後の検討を期待したいと思います。

何回も言いますが、自宅でできることをわざわざ庁内でやるということに関して疑問があるというふうな話でしたので、ぜひ対応をお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月21日は濱田栄子議員、佐賀英生議員、工藤祥子議員、石田勝弘議員、山本留義議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時59分 散会